

Title	マカオのコレジオ(七)
Sub Title	The college of Macao (7)
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.3/4 (2000. 5) ,p.81(413)- 125(457)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000500-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マカオのコレジオ（七）

高瀬 弘一郎

一

一六一四年一月には、江戸幕府による禁教令発布に伴い大勢のイエズス会士がマカオに追放され、コレジオ住人が急増し、その中の日本人セミナリオ生徒を対象に、同コレジオ内でセミナリオ教育が行われ、そのセミナリオ教育は一六一八年にはまだ行われていたようであるが、その後は消滅してしまうといったように、一六一〇年代中頃のマカオ・コレジオはまことに多事多端であった。^①

その頃のコレジオを巡る諸々の事柄についてチエルソ・コンファロニエリが、一六一六年の主イエズス・キリスト降誕の祝日（十二月二十五日）にマカオからイエズス会総長補佐に宛て、二通の書簡を書き送った。Jap. Sin. 17, ff. 31-32 文書を史料 a、Jap. Sin. 17, ff. 34-35 文書

を史料 b と呼ぶ。内容はほぼ同一であるが、双方を対比することによって細部にわたる意味が明確になる。まず史料 a を紹介する。

「昨年私は当時の総長に、このマカオ市において^{エストウドス・マヨレス}上級の学習を行うのは管区の利益にとって適切でない、ということを知ってもらおうと努めた。私は尊師が、それらの書簡の趣旨をすでに知っておられるものと思うので、ここではそこで記したことは繰り返さない。ただ、私は次のことだけを繰り返し申し述べておきたい。すなわち、もしもわれわれの仲間たちが、ポルトガルで^{フィロソフィア}哲学の学習を終えることなく、靈的な面で卓越していることを示すこともなしに、当地に来てそれを学ぶとなると、この管区にとって非常な弊害となる。〔この管区は〕深い知識の外に、英雄的徳操を必要としている。

しかし、すでに神学を修得し終わつた者たちを手放すのはポルトガルにとつて難しいから、それを減らすために、マカオではなくゴアに来て神学を学ぶことが出来るようにすべきである。そこではゴアの経費で「マカオよりも」優れた教師を擁することにする。また生徒たちが日本やシナにとつての財政負担になることは、はるかに少ないであろう。当管区は非常に窮乏しており、維持費が不足するために、御地から三―四人の仲間が三年毎に渡来すればもう多過ぎる位だろう。もしも彼ら〔生徒〕が外部の生徒がいらない当地で学習するとなると、彼らは情熱に燃えることも競争心に駆られることも少なく、また教師たちも、彼らに良い講義をしてやろうと精を出すこともないであろう。

しかしもしも「マカオ・コレジオで学習することが」なければ、講義に従事するはずの者たちが当コレジオに留められることなく、それぞれの布教地に行き、何年も要する言語の修得を、若く疲れを知らない内に行うことが出来よう。また管区が教師一人および補助教師一人のために、四五クルザドを費やすこともない。この四五クルザドを当地で金に替えると、日本で七〇〔クルザド〕以上の所得になる。其処では銀の価値は低く、金が高い

からである。〔中略〕

「Wink」われわれの仲間たちがゴアにおいて、良き教師たちの許で情熱を持ち競争心に駆られて学習すべきだということ述べた以上、パードレ・ディオゴ・ブラダンの基金をこのマカオのコレジオに充当する必要はないと思われる。というのは、教区司祭や托鉢修道士で満ちたこの小さな都市に対応するには、そこ〔コレジオ〕に二―三―四人のイエズス会士がいれば充分だからである。そしてこの位の僅かな人々を養うため〔の財源として〕、毎年二〇〇クルザドの喜捨はあろう。その他に、世俗の人々に対して貸貸に付している家屋から入る四〇〇〔クルザド〕がある。布教地に入るためにそちら〔ヨーロッパ〕から来る者たちがそこ〔コレジオ〕に逗留する時には、日本とシナのプロクラドルが、これらの仲間たちの経費を支払うことが出来よう。

なるほど日本の管区会議が、その「ディオゴ・ブラダンの」レンダをこのコレジオに充当するよう要望したのは事実であるが、しかしそれは、そこ〔コレジオ〕において教養科目「哲学」と神学の学習が行われる場合である。われわれは日本から来て一層熟考したところ、多くの者たちが、そのようにすると物質的および霊的の

一面に弊害があると認められた。さらに管区会議は、マカオのコレジオの基金フンダシオンという名目なら、フィリペ国王がそのレンダの認可に同意するのは比較的容易であろうし、彼の財の中からそれと同じだけのものを追加してくれるであろう（はなはだ期待薄ではあるが）、といった思惑にも駆られたのだ。

同時に、このコレジオの建物フアラリカは日本のかねで建てたものであるにもかかわらず、シナ国内のパードレたちがそれを日本から奪おうとするのではないかという別の危惧もあつた。それ故、日本管区長が日本国内の別のコレジオに充当してほしいというような、別の要求をしない以上、それ「マカオ・コレジオ」を確保するために、彼らは前述のレンダを補給のためとして自分たちに充当してくれるよう、要請したのだ。⁽²⁾

次に史料bを訳出する。

「昨年私は故総長に対し、このマカオにおいて上級の学習をすべきでない理由について、知ってもらおうと努めた。尊師にもそのすべてが報告されていると思う。それ故、それをまた繰り返すことはしない。ただ、私は次のことだけを繰り返し申し述べておきたい。すなわち、もしもわれわれの仲間の若者たちが、ポルトガルで

哲フィロソフィア 学の学習を終えることなく、徳操の面で卓越していることを示すこともなしに、当地に来てそれを学ぶとなると、この管区にとって非常な弊害となろう。「当管区は」英雄的徳操を必要としている。

しかし、すでに修得オメンスし終わつた者たちを手放すのはポルトガルにとつて難しいから、それを減らすために、ゴアに来て神学を学ぶことが出来るようにすべきである。

そこでは、ゴアが経費を負担して優れた教師を擁するにすることにする。また生徒エスツダゲンテスたちは、当地程には経費がかからないうである。彼らは大勢のクラスメートと競争しながら、よりよい学習をすることが出来る。この管区は非常に窮乏しているので、仲間を三年毎に三〜四人しか受け入れられない。それ故教師メストレスや補助教師アステイトワは、生徒ディシプロスの数に応じた人数にする。教師たちは小人数だから、彼らにかかる経費は僅かである。というのは「マカオ」市は、外部ディシプロス・ラオラス・テロスの生徒を支援したりしないであろうし、また彼ら「教師たちは」教える時間を、彼らの布教地に行き言葉を習得するのに振り向けることが出来るよう。

ゴアはもつと大勢の生徒エスツダゲンテスを擁して、一層よくなるであろうし、日本は教師三人の経費を節約することが出来るよう。これは一三五タエルすなわちポルトガルのクル

ザドである。金に換えると、銀が豊富な日本では、少なくとも流通銀^{プラタ・コレクタ}二二一〇〔タエル、クルザド〕になる〔mentan...duzentos e dezと読めるが、montam...duzentos e dezの誤であろう〕。

上述の通りであるから、パードレ・ディオゴ・ブランドンの基金^{フンダサン}をこの〔マカオ〕コレジオに充当するのは、当管区にとってよい結果にならない。なぜなら、日本は自分の所にそれを大いに必要としているが、マカオは全然必要としない。というのは、賃貸に付している店舗^{ポテイカス}から、四〇〇タエル以上のレンダが入るし、毎年三〇〇〔タエル〕の喜捨を得るであろうから。また教区司祭^{クレリゴス}・主任司祭^{クラス}、および托鉢修道士^{デス}で満ちたこの小さな市の要求に應えるのに、われわれの仲間は二一―一四人以上は必要ない。

日本で開催された管^{コングレガサン}区^{プロウエイシナル}会議は、〔ディオゴ・ブランドンの基金を〕このコレジオに充当するよう求めた。しかしそれは、〔コレジオが〕教養科目^{アルテス}〔哲学〕と神学^{テオロジャ}〔の授業〕を行うと仮定しての話である。われわれが当地に来てから、多くの者たちが、そのようにすると霊的にも物質的にも管区にとって弊害があるということに気付いた。〔F. 34v〕〔ポルトガル〕王国の法がある

にもかかわらず、フィリペ国王は、この〔コレジオの基金という〕名^{テイトウロ}目^ロがあれば前述の基金をいとも容易に認可するであろうし、彼の^{トリプタス}税^ス または不^{ベンス・デ・ライス}動^ス産^スの中から、それと同じだけのレンダを追加してくれるであろうという^{トリプタス}思惑もあつた。しかしこれらの期待は、全く薄弱なものである。

同時にシナのパードレたちが、これら〔マカオ・コレジオ〕の建造物^{カザス}を奪って自分たちのものにするのではな^{トリプタス}いか、といった懸念もあつた。というのは彼らは既に、日本管区長の手を放れているからである（それは〔日本管区長の利益を〕損なうものではあつたが）。日本のかねで当地に創建されたものを、彼らが手に入れたがるかも知れなかつた。それ故、その〔コレジオに対する〕^{ポツセ}所有権^セを確かなものにするために、管区会議は補給のためとして、このレンダ〔すなわちディオゴ・ブランドンの基金〕をこのコレジオに充当するよう求めた。コレジオが自らのレンダを持って、日本に所属し続けるためであつた。巡察師パードレ・フランシスコ・ヴィエイラは、当地に大勢のパードレを召集して協議会^{コンスルタ}を開催した。その結果、マカオで暮らしそしてそこで死ぬことを望んでいる者たちだけが、前述のレンダをマカオに充当すべし

との見解だということが分かった。その他の者たちは、日本のどこかのコレジオに充当すべきだと言ひ、日本に戻るかも知れない者で、マカオに与えるべきだと主張したのは、一人いただけであつた。⁽³⁾

二

史料 a・史料 b の内容を一括整理する。

一、コンファロニエリは昨年つまり一六一五年に、当時の総長アクワヴィーヴァに書き送り（現総長はヴィテレスキ）、マカオ・コレジオでの学習を今以上に拡充するのは、日本管区にとって適切ではない旨を述べ、とくにイエズス会士が哲学課程を終えることなしにヨーロッパからマカオに渡来して、マカオに来て同コレジオで哲学および神学課程を修得するようなことを容認してはならないと強調した。コレジオのカリキュラムはラテン語・良心問題・哲学・神学の順で学習する。その内哲学・神学をマカオ・コレジオで学習するとなると、大部分をマカオで修得することになるが、それは不可だという。しかしそうかと言って、既にヨーロッパのコレジオで神学までの全課程を修めた者のみを常に、極東に向け送り出さねばならないというのも、ポルトガルにとって

困難であろうから、それに対する次善の策として、マカオではなくゴアにおいてコレジオの残りの課程を修めるようにすることを、コンファロニエリは提言する。彼はむしろゴアのコレジオを拡充し、そこでの教育に依存することが、マカオや日本にとって利があることを強調する。

1、ゴアは優秀な教授陣を擁する。

2、ヨーロッパから渡来した優秀なイエズス会士が、マカオ・コレジオでの教育に携わる負担がなくなり、直ちに目指す布教地に赴いて言語の学習に励むことが出来る。

3、マカオ・コレジオで教師あるいは補助教師を一人抱えるのに、年に四五クルザドを要するが、例えばこれだけの額の銀を金に換えて日本に持っていくと、七〇クルザドの儲けになると算盤を弾く。この胸算用が確たる根拠に基づくものか、少し検討してみる。つまり、金をマカオから日本に輸入することによる利益率であるが、一五九二年一月六日付けマカオ発ヴァリニヤーノの総長宛て書簡には、通常は二五パーセントであるが、一五九一年には九〇パーセント近い利益を上げた旨見える。⁽⁵⁾一五九三年二月一日（または二

五日) 付けコチン発カブラルの総長宛て書簡には、一五九一年または九二年のことを言っているであろうが、一〇〇パーセントに上ったと記されている。⁽⁶⁾一五九六年一月一日付けゴア発カブラルの総長補佐宛て書簡、および同年同月一七日付けカブラルの総長宛て書簡には、少なくとも三〇〜四〇パーセントであると見える。⁽⁷⁾一六二〇年二月一日付けマカオ発ジェロニモ・ロドリゲス外全部で八人のイエズス会士連名の文書には、五〇〜六〇パーセントと記されている。⁽⁸⁾

右の史料に見える数値に照らして、コンファロニエリが記す、教師一人の年間経費四五クルザドを元手に日本に金を輸出すれば、七〇クルザドの儲けになる、つまり利益率約一六〇パーセントを見込むというのは、本当にそう思っていたのなら見通しが甘いと言わざるを得ない。

もつとも、四五クルザドを元手に七〇クルザド儲けるといふのは、史料aに見える数値である。これが史料bには、教師三人の経費は一三五タエルすなわちクルザド(一人当たり四五タエルすなわちクルザド)で、これを金に換えると日本では少なくとも二一〇になる、と記されている。これは常識的には、日本ではその売

り上げが二一〇タエルすなわちクルザドになるという意味であろう。そうだとすれば利益は七五タエルすなわちクルザドになる。すなわち利益率は約六〇パーセントである。史料a・史料bの記述はこの点食い違いが、話は単純な事柄であるから、恐らくコンファロニエリが記述する際、一寸したミスを犯したのである。そこで彼の真意がいずれであるかという点であるが、史料bは当該箇所の文意にいささか紛らわしさがあるのに対し、史料aの方は、日本で七〇「クルザド」以上の所得になる *renden mais de 70 em Japao* と明確に記されており、いささかの疑義もない。見込まれる利益率として記してある数値は、史料bの六〇パーセントの方が事実に近いが、彼は史料aの意味で記述したのだと思う。

いずれにせよ、コレジオに教師を抱えるのに要する経費を割いて、それを元手に対日金貿易を行って収益を図ろうとするなど、イエズス会士の面目躍如である。二、コンファロニエリは右に記した通り、日本・シナ等向け宣教師の養成はむしろゴア・コレジオに任せ、マカオ・コレジオはその対象を単にマカオのみに限定すべきだと言う。それにはコレジオに居住・滞在するイエズ

ス会士は、一二―一四人もいれば充分である。ということになると、現在既に四〇〇クルザドのレンダを有し、他に毎年三〇〇クルザドの喜捨が期待出来るから、合わせて年に七〇〇クルザドの収入が見込める。これだけで、一人当たりの年間経費を四五クルザドとして一五、六人分はある。また日本やシナに入国する途中、一時マカオに滞在する場合の経費は、日本などそれぞれの布教地のイエズス会が負担するなら、コレジオはもうこれ以上収入はいらない。従ってイエズス会パードレ・ディオゴ・ブランダンが、イエズス会日本管区に寄付したリスボンの近くカルカヴェロスにある資産は、そこからの所得をマカオ・コレジオに充当する必要はない、と主張する。

このブランダンが日本イエズス会に寄付した資産を、どこに充当するかについては種々論議があつたが、一六一八年六月一〇日巡察師ヴィエイラ作成の規則には、この寄付についてポルトガル国王の承認が得られたなら、それをマカオ・コレジオに充当する旨見えることは既に記した⁽⁹⁾。要するに、ブランダンは日本イエズス会のコレジオの基金として、ポルトガルに所有した資産を寄付した⁽¹⁰⁾。ところがこの時期、日本国内には教育機関は存在せず、日本イエズス会のコレジオと言えばマカオ・コレジ

オのみである。従って寄付はマカオ・コレジオに充当すべきだ、という意見が出るのは当然で、その方向に事が運びつつあつた。それに対してコンファロニエリは、右の如き見解を表明したわけである。今後のマカオ・コレジオの役割について如何なる展望を描くかが絡んでおり、彼のように、日本布教向け宣教師の養成はゴアで行う、マカオ・コレジオはマカオ市の需要のみに応えるものとする、従ってブランダンの寄付はマカオ・コレジオには充当しない、という議論は首尾一貫している。

コンファロニエリは、ブランダンが寄付した資産をマカオ・コレジオに充当すべきだとする見解について、それは日本向け宣教師をゴア・コレジオではなく、同コレジオで神学課程を終えるまで教育することを前提とした話であるとするが、同時にその見解には次のような思惑も絡んでいると言う。

1、ブランダンの寄付に対しては、未だポルトガル国王が認可を与えていないが、マカオ・コレジオの基金とするという名目が立てば、国王の認可を得るのが容易であろう。

2、ブランダンの寄付を認可するだけでなしに、国王も同額の寄付をしてくれるかも知れない。

3、日本イエズス会としては、マカオ・コレジオはマカオに所在するだけに、それがシナ・イエズス会の帰属になる虞れに常に直面していた。シナ・イエズス会はこの時点では日本管区に所属していたが、一六二三年準管区として日本から半ば独立する。それに絡んで、日本とシナの両イエズス会の間でマカオ・コレジオの争奪合戦が展開したこと、日本イエズス会は同コレジオを日本に確保するために、コレジオのレンダを日本イエズス会の所有に移し、いわば日本がそれを丸抱えする形に変えたこと等については先に記した。⁽¹²⁾ここでコンファリニエリが指摘するのも、要は同じ思惑である。ブランドンが日本イエズス会のコレジオの基金にと寄付したものをマカオ・コレジオの所有とすることは、同コレジオを日本イエズス会に繋ぎ止めるための一つの力になり得るとの思惑だと言うわけである。以上、コンファロニエリがマカオ・コレジオについて記した二通の書簡を見てきた。最も注目すべき点は、同コレジオは日本人をイエズス会司祭に育てることを主たる目的に、創設されたはずである。それがコンファロニエリは右の書簡では、日本人の教育については全く触れることなく、もっぱらヨーロッパ人宣教師のことだけを

念頭に記している。マカオ・コレジオ建学の主旨は、ポルトガル人社会のキリスト教文化の中で日本人に教育を施して司祭に育てることにあつたはずである。少なくともヴァリニャーノは、その理想の実現のためにマカオにコレジオを創つたことは、すでに再三記してきた通りである。ヨーロッパ人宣教師のことだけを考えるのなら、コンファロニエリが言う通りマカオで大規模なコレジオを経営する必要はなく、ポルトガル本国等ですべての学業を終えてから渡来するか、それが無理ならゴア・コレジオで行えばよい。マカオ・コレジオ創建当初とは、その目標がかなり変わってしまったと言つてよい。

三

右のコンファロニエリの書簡の趣旨に関連するが、フランシスコ・ピレスは一六一七年一〇月一二日付けマカオ発の総長補佐ヌノ・マスカレニャス宛て書簡に、次のように記す。

「尊師が私から届くのを待つておられることと思うセミナーリオに関する情報であるが、私には次のことを申し上げられるだけである。日本はこれほどまでに閉ざされ、セミナーリオは縮小しつつあり、現在生^{エストウダシス}徒は七人いる

に過ぎず、その外に四一五人の老人が宿泊しているだけである。それは尊師が以下ご覧になるような理由による。

私がこのコレジオについて全般的に尊師に申し上げられることは、次の通りである。私は、その「コレジオ」を包む平安と静けさ、そこで行われている自己刷新レフォオルマの内に深く引き籠もり、紀律を守る日々を送ることによって、非常に教化されている。これは全般的な事柄である。個別の事柄については、私はいくつかのことを尊師に報告しようと思う。そのために私は、もっと高く遠くに飛躍しようと思う。

昨年、巡察師パードレ・フランシスコ・ヴィエイラがインドから当地に着いた時、彼は天国から来た天使の如くに皆に迎えられた。管区長パードレ「ヴァレンティン・カルヴァリヨ」が人に嫌われ、部下たちは日本人であれヨーロッパ人であれ悲嘆にくれていたからである。巡察師パードレは到着するや、思慮深く日本人たちを宥める努力を払った。彼らのことは責任を持つと伝言で言つてやった。これは大いに役立った。というのは、日本人たちは非常に元気づけられ、ヨーロッパ人たちも、諸々の事柄がさらに一層良くなるという期待を抱き、安堵した。ところが私が以下指摘するいくつかの原因によ

り、この平安は一変してしまった。

第一の原因は、管区長パードレが告知コシケレガサン・ダ・アヌンシアダの信心会——これは同管区長パードレ自身が当地でこしらえたものである——に所属するマカオの子らである。「マカオ生まれの」生徒エストウダシテス八一九人に対し、哲学課程クルソ・デ・フィロソフィアを約束し、しかも彼はそこに日本人を一人も入れないつもりであったので、巡察師パードレのことを知る以前に、同宿ドシユナスを全員日本に送ることに決めた。しかし巡察師パードレが来た。そして管区長パードレは、巡察師パードレが日本人たちを宥めたことを知り、「巡察師が」彼らを日本に送ることをせず、自分が「その哲学」課程を設置するのを邪魔をするのではないかと危惧した。そのため彼は、巡察師パードレの命令によって彼らを送ることに決めた。

そこで管区長パードレは私を呼び、私に対し、彼らを説得して日本に行く許可を求めさせるようにと言った。彼「管区長」は、二、三人の老人だけ、もしも留まるのを望むならそれを許すが、その他の全員を送り出すことを望んだので、私は巡察師パードレにその企図を伝えた。彼「巡察師」は私に次のように答えた。管区長パードレは病気の者や動揺している者のことを、自分に話しただ

けだ。彼らに対してのみ、彼〔管区長〕がその通り行く許可を与えたに過ぎないのだ、と。しかし管区長が策を弄したので、日本人については責任を持つとの巡察師パードレからの伝言は、単なる社交辞令に過ぎないのだと皆が了解した。このため皆が管区長パードレに対し、日本に送ってくれと頼んだ。彼らはそれを許された。

巡察師パードレはそれを知り、私を呼んで、自分に代わって私から同宿^{ドジュクス}たちに対し、次のことを尋ねるよう指示した。自分が彼らについては責任を持つというのに、皆が管区長パードレに対し、日本に送り出してくれるよう頼んだ原因は何かと。同宿たちは、ごく控えめにその原因を語った。結局多くの者たちが留まる決心をした。そして巡察師が自分たちに対して行いたいと思っていることのすべてに我が身を託すべく、同^{ステレヴェレンヂ}師〔巡察師〕に自分たちの名簿を差し出した。というのは、彼らは教会において死ぬことを望んでいたからだ。このようなわけで、一七人が留まった。

巡察師パードレもある協議会^{コンスルタ}において管区長パードレの前で、日本に行くことを望まなかった同宿たちまで送り出された、と言った。このため管区長パードレは、送り出すのは巡察師パードレの名簿に載っていない者たち

だけにして、それ以外の者については断念した。しかし彼らが日本に行くのに今は遅すぎ、もう風がなかったので、全員が留まった。

これが〔哲学〕課程^{クルツ}がない原因であり、また管区長パードレが慮れていたことでもあった。船の到着は冬の初めであったので、私は巡察師パードレに、同宿たちが冬用の衣服を整える必要があるということを進言した。

巡察師パードレは、私をプロクラドル・パードレ〔一六一年八月一日にマカオ駐在日本イエズス会プロクラドルに就任したマノエル・ボルジエスのことか⁽¹³⁾〕の許に遣わした。彼は未だその職務に就いたばかりで、当然のことだが緊張していたので、経費のために日本人たちのことを重荷に感じていた（日本において教会が彼らに必要としているのかどうかについては、彼も巡察師パードレも経験がないので、自分たちに好意的な人々を日本に送り出すことは極めて重大問題であった）。それ故プロクラドルが、衣服やその他の出費の面で巡察師パードレから期待されたような決定をするのは大変困難であった。

私は管区長パードレに対し、セミナリオ〔の仕事〕から〔他の任務〕に移してもらいたいと頼んだ。何ヵ月か

前に私に約束していたことなので、彼はそれを許した。衣服やその他に関するその後の経緯については、私は特別には知らない。しかしその後間もなく、何人かの者が許可を得て、コチンシナ経由で「日本に」行った。名簿に載っていた者たちの内の何人かは巡察師パードレに、インドに行く許可を求めた。何人かは位の高い名譽ある人々の息子であったためにそれが許されなかったので、彼らは許可なしで行ってしまった。彼らが巡察師パードレに不満を抱いたまま行ったので、私は日本において彼がひどく毛嫌いされる原因になりはせぬかと危惧する。

第二の原因は、巡察師パードレが管区についての報告を受け、三万クルザド以上の負債があること、通常の支出をするだけの財源がないこと、当地は多大な損失を被ったために、彼に貸与する銀がないということを知った。それ故巡察師パードレは、理性の求めるところに従って、支出を引き締めることを始めた。彼は、所有していた僅かばかりの銀を守った。職員たち^{オフィンアエス}に対し、上述の銀を厳密に食費以外のことに費やしてはならない、と命じた。もっとも後になつて、それが可能ならば衣服に費やすことも許可した。そしてそれ以外の必需品については、上長たちおよびコレジオのプロクラドールの才覚

によつて調達させた。

そこには何らかの不愉快な事柄があるに相違ない。というのは管区長パードレも、喜捨をするためや特別の必要に應えるために、彼の才覚によつて取得したかまたは贈り物として得た何がしか〔の銀〕を確保していたからである。院長パードレ〔ジェロニモ・ロドリゲス・デ・モンテモル即ち年少のジェロニモ・ロドリゲス⁽¹⁴⁾〕も同じことを行つた。プロクラドールもまた分かつていない振りをして、もしも彼が料理人の鍋または^{カルディラン}大釜を壊したりすると、上長から別の上長へとたらい回しをした。というのは、管区長パードレと院長は、「F. 100v」巡察師パードレが支出のための銀を持っているという言い訳をしたからである。

巡察師パードレはそれに当惑した。そして喜捨や希望することに消費するために銀を持つているイエズス会^{コルポ}本体が、結束して支援しようとしないので、院長パードレの才覚と能力の乏し^s [poua industria e suficiencia とあるが、poua は pouca の誤か] について何がしかのことを言つた。イエズス会が置かれている窮状の故に、もう猶予出来ない。一部もつともだと思われる面もある。というのは管区長パードレも院長パードレも、ポルトガ

ル人や原住民の貧者たちの窮状に対し、気前よく応えるからである。巡察師パードレはこのようなことは行わない。コレジオを見て、不愉快に思われる原因はここにあった。

院長パードレは時々巡察師パードレに対し、自分を更迭してくれるよう求めた。管区長パードレと院長とがこの件では、巡察師パードレに対するよりも互いに一層結束しているということが分かった。しかしそれにもかかわらず私は、院長パードレは巡察師パードレに対し、支出のために今年自分が受け取った四〇〇タエル以上の喜捨を、目録にして与えたということを聞いた。

第三〔の原因〕は、巡察師パードレはたしかに正義の人であり、何人にも難儀を与えるのを望まず、平安裡に統轄することを希望し、誠実に行動する。しかし彼は素っ気なく、無愛想で、外部の人やカーザの者とあまり話しをしない。それ故、彼は概して人に愛されていない。禁欲と贖罪行為を好み、管区をイエズス会の先輩のパードレたちの情熱に従わせたいと思っているので、彼は多くの人々に厳格な人、あまりにも引き込もった人と思われている。

第四〔の原因〕は、(私が聞いた通り) 管区長パード

レが巡察師パードレに対し、自分の意見に基づいて管区について報告し、そして巡察師が統轄の多くの事柄について彼〔管区長〕を非難して後は、まるで様変わりでもしも最初からこのようなやり方をして、そしてその後もそれを守ることが出来たなら、大いに満足させたことであろう、と私には思われた。というのはそれによって、彼は多くの人々の心を引きつけたからである。とくにイタリア人や、院長時代の年長のマヌエル・ディアスに不満を抱いていた者たちに対してそうであった。皆に普通に接する場合においても、或いは彼らの窮乏に際して金銭面で助けてやる場合でも、非常に友好的な態度を執つた。イエズス会士や同宿^{ドジュク}である日本人に対してもそうであった。そのため同宿たちは巡察師パードレから離れ、彼〔管区長〕に頼つた。というのは彼〔巡察師〕の許でも、それ程容易に入会出来るわけではないということが分かったからである。

第五〔の原因〕は、巡察師パードレが年長のマヌエル・ディアスを、その優れた資質の故に自分の主要な顧問^{コンスルト}としたこと、そして当然のことであるが彼の意見を大いに尊重したこともまた、変化の原因であった。当地で彼の部下であった者たちは、彼から離反した。とく

に管区長パードレと結束した若いパードレたちや、パードレ・マヌエル・ディアスを好まず、巡察師パードレから好意を寄せられるのを喜ばないイタリア人パードレたちは、そうであった。ことに巡察師が日本に行こうと思つていた時に、前述のマヌエル・ディアスを上長としてここに残したがつていふことが分かつた時は、彼らは非常に虞れた。

（尊師は私が言うことに驚かないでいただきたい。と
いふのは、パードレ・マテウス・デ・コウロスが病氣をして障害者となつて日本から当地に來た時、院長であつたパードレ・マヌエル・ディアスは、深い愛と愛徳の心をもつて彼を遇したといふことを、私は当地で聞いたからである。彼〔マヌエル・ディアス〕は上長であつた時、すべての病人に対して何時もそのように振る舞つた、とくにパードレ・コウロスに対してそうであつたと
言われている。このコレジオにおいて、前述のマヌエル・ディアスが如何に嫌われているかといふことを知りながら、パードレ・コウロスがパードレ・マヌエル・ディアスと余りに親しく接したために、当地で何人かの者たちの愛情を失つてしまつたのだといふことを、後で或るパードレたちから聞いた。）（パードレ・コウロスが

部下であり、受難とも言える病人だということには目を瞑つて）。

私がこれを尊師に語るのは、ことの経緯を知つてもらうためである。現在彼らが彼〔マヌエル・ディアス〕に対して非常に危惧の念を抱くに至つたのは、次に述べる
ことがその眞の理由だと私には思われる。管区長パードレが彼を院長職から更迭した時のことであるが、パードレ・マヌエル・ディアスおよびその他の顧問たちが、彼〔管区長〕の聴罪司祭であるパードレ・チエルソ〔・コンファロニエリ〕を介して管区長パードレに対して勧告した時に、パードレ・チエルソは非常に内気なため、まず自分のイタリア人の友人たちに相談することなしに、管区長パードレにそれを言うだけの勇氣がなかつた。彼ら〔チエルソのイタリア人の友〕は、顧問たちが〔勧告をする〕氣になつた理由を知らなかつたので、調停役を名乗り [Poserão nome de conciliabo] と読める。一応このように訳しておく、彼ら〔チエルソらイタリア人〕は、管区長パードレと利害を同じくする者として、おおいに彼〔管区長〕の利益になるよう弁じ、罪はすべてパードレ・マヌエル・ディアスに着せた。これもまた、彼が上長になるのを彼らが虞れるのを助長したと私には

思われる。

パードレ・マヌエル・ディアスについて触れたので記述するが、私が過去二年間にわたって当地で彼を見てきたが、彼は多大な資質を備えたパードレで、人物の面では極く普通で、辛辣な批判をするのが常だが良き説教者である。イエズス会を愛し、その諸規則を遵守するのに熱心であり、対話が楽しく、申し分のない人物である。しかしその一方で、彼は次のように言われている。すなわち、上^{スベリオル}長になるには彼は余りに粗野で、疑い深く、〔*revendita* 意味不明〕を少し持つ。尊大で、そのため他人のことに余り配慮しない、と。彼が上長になったら、非常に威嚇的な態度で接するだろうと言われている。それ故私は、彼が行動様式を変えない限り、上長として大多数から歓迎を受けることはないと思う。⁽¹⁵⁾」

四

右のピレスの書簡は、一六一七年一〇月当時のマカオ・コレジオの状況をよく伝えている。その内容を次に纏める。

一、まず彼は、セミノリオの沈滞ぶりを記す。このセミノリオというのは、一六一四年一月日本からマカオ

に追放されてきた者たちの中に、セミノリオ生徒二八人が含まれていたもので、彼らに対して学習を継続出来るようコレジオ内に急遽拵えたものである。ピレスは同セミノリオの上長であった。右の書簡の冒頭「尊師が私から届くのを待つておられることと思うセミノリオに関する情報であるが」と見えるのは、そのためである。同セミノリオについては、一六一六年一月作成マカオ・コレジオのカタログにそのスタッフ⁽¹⁶⁾が記されている。一六一八年六月作成マカオ・コレジオのカタログにもセミノリオのスタッフが見えるが、上長・上長の補佐・日本の諸宗教と駁論の教師の三人が記されているだけで、もう既にセミノリオの縮小がカタログから伺えた。

一六一四年一月二八人の日本人セミノリオ生徒を対象に発足した学校である。追放されて来た二八人の全員がそこで学習し始めたものであろう。セミノリオ上長であるピレスは、僅か三年後の一六一七年一〇月現在生徒は七人しかおらず、外に老人が四、五人宿泊しているだけだと、セミノリオの衰亡振りを右の書簡に記す。翌一八年六月現在セミノリオの教師としては、日本の宗教に対する駁論を教えるイルマン（ナイト・ルイス）が一人いるだけという情けない有様であった。何故にこれほど

衰退したか。ピレスは、コレジオ（セミナリオはその中に包含される形で存在する）は全体としては靈的・教化的であるが、個々の事情にはいろいろ問題があるとして、その原因を挙げる（三以下）。

二、ピレスは、日本管区長カルヴァリヨと巡察師ヴィエイラとの間に、特に日本人に対する考えに違いがあり、ここにその主たる原因があると言う。管区長カルヴァリヨは一六一四年一月日本からマカオに追放されてきた。⁽¹⁷⁾一方日本とシナの巡察師ヴィエイラは、一六一六年六―七月にインドからマカオに来た。⁽¹⁸⁾管区長カルヴァリヨが、仲間の会員たちの間で評判が悪かったことは既に諸処に記した。⁽¹⁹⁾ピレスも彼が、ヨーロッパ人や日本人の部下から嫌われていたと記す。その当時のマカオでは――丁度トマス・アラキがローマで教区司祭になつてマカオまで来た頃であるが――、イエズス会内で日本人の立場が極めて難しくなつていたことも、既に記した。⁽²⁰⁾カルヴァリヨが教会内で日本人をどのように処遇したかについて、一六一八年四月八日付けマカオ発アフォンソ・デ・ルセナの総長補佐ヌノ・マスカレニヤス宛て書簡に、次のように見える。

「管区長カルヴァリヨは」われわれが説教し、このキ

リスト教会を切り拓くのを助けてくれるイルマンや同宿を、日本にいないようにしようと目論んでいる。^{ドシユコス}〔中略〕〔管区長カルヴァリヨは〕日本人イルマンと同宿を完全に根こそぎにしようとしている。これこそがわれわれの「日本人」イルマンが動揺し、そして今回の迫害の後一〇〇人以上の同宿が教会を去つた主たる原因である。〔中略〕〔F. T. A. O.〕パードレ・ヴァレンティン・カルヴァリヨは日本にも、日本の諸々の事柄に対しても何ら愛情も抱いたことがなかった。それどころか、イエズス会を日本から引き上げることが望んだ。⁽²¹⁾」

ルセナによればカルヴァリヨは徹底した日本人嫌いであつたようだが、その彼が日本管区長であつたとはまことに皮肉な巡り合わせと言うほかない。ピレスの書簡に戻るが、とにかく管区長カルヴァリヨが彼ら日本人の不満の矢面に立つたのに対して、巡察師は日本人を宥める努力を払つたという。日本人のことは自分が責任を持つ、と彼らに言明したという。もともとイエズス会内で司祭職に就くことを目指して、学習してきた者たちである。責任を持つとは、会内で日本人に向けられる視線が厳しさを増したからといって、彼らを冷たく放り出すようなことはしない、日本人の入会・司祭叙階の実現に向け努

力するという意味であろう。ところが時下それを許さなかつた諸事情、つまりはコレジオ・セミナリオが衰退した原因として、ピレスは幾つかを指摘する。

三(原因一)、管区長カルヴァリヨが、自ら組織した「告知の信心会」コングレガサン・ダ・アスンシオンに所属するマカオ生まれのポルトガル人子弟八・九人のみをセミナリオの哲学課程の生徒にしようとして、そこには日本人を全く排除する意向であつた。それ故彼は、日本人同宿を全員日本に送り返すことに決めたという。同宿については、一六一八年一月一〇日付けマカオ発巡察師ヴィエイラの尊師補佐宛て書簡に、「日本の迫害によりわれわれの *colégio* が大勢、そこからこのマカオに追放されてきた。彼らのことを当地では同宿ドシユコスと呼び、われわれのセミナリオで養育され、後にその適性により、イエズス会入会を許される者もいれば、同宿・説教者の地位カテキスタスに留まつて、キリスト教会を切り拓くに当たつてパードレたちを助ける者もいる。⁽²²⁾」と見える通りである。

つまりピレスの言う同宿とは、非イエズス会会員にしてセミナリオ生徒を意味し、先々はイエズス会に入会する者と同宿・説教者の地位に留まる者に分かれた、と言うことが分かる。コレジオ生徒とは違ふという点が肝

心である。管区長は彼ら日本人セミナリオ生徒を皆日本に送り返して、代わつてセミナリオでは「告知の信心会」⁽²³⁾会員のポルトガル人子弟を教育しようとした。それに対し巡察師ヴィエイラは、彼ら日本人セミナリオ生徒を擁護する姿勢を示したというわけである。結局、巡察師の尽力が功を奏して、日本セミナリオ生徒一七人がマカオに留まる決心をしたという。

以上の如き管区長カルヴァリヨの方針によつて、セミナリオには日本人向けの哲学課程は置かれなかつたのだという。その一方で管区長も、巡察師の反対に遭つて日本人生徒全員を帰すことが出来ず、不満が残つたという。とにかくマカオのセミナリオには、日本人向けの哲学の授業は開かれなかつたのであるから、日本国内はもちろん論外となると、マカオ・コレジオ以外、日本人が学習をしてカトリック司祭になる道は閉ざされてしまつたわけである。巡察師が日本人生徒のことは自分が責任を持つと見得を切つたのも、結局はリップ・サービスに過ぎないと、日本人は不満を抱いたという。

四、第二の原因は財源の問題である。現在日本管区は三万クルザド以上の負債があるばかりか、マカオにはイエズス会に貸与するだけの余裕がなかつた。そのため、

巡察師・管区長・コレジオ院長は皆、支出の削減を図つて、所持する資産の保全に汲汲とし、いわばツケを回し合うが如き態度を執つた。そのような中にあつても管区長と院長は、ポルトガル人やシナ原住民に対しては好意的な姿勢を示したという。つまり日本人生徒については、極力経費を削減しようとしたわけで、これが日本人対象のセミナーオ教育が衰退した二番目の原因であつたという。

五、第三の原因としてピレスは、巡察師ヴィエイラが正義・誠実の人物ではあるが、禁欲と苦行を偏重し、余りに厳格に過ぎるといふ彼の人物柄が、一つの障碍になつてゐると言う。

六、第四の原因としてピレスが指摘することは、管区長カルヴァリヨが巡察師ヴィエイラの指示に従い管区統轄の仕方を修正してからといふもの、日本人同宿つまりセミナーオ生徒も彼を頼るようになった。巡察師の日本人のことは責任を持つとの言葉もリップ・サービスに過ぎず、巡察師に頼つてもイエズス会入会が容易になるわけでもないということが日本人同宿に分かつたからだとする。つまりピレスは、日本人に教育を施して彼らを用していくといふ巡察師の方針も、所詮は口先だけで実

践を伴わないものであつたといふことを言いたいのであろう。

七、第五の原因として、ピレスは次のような事情を挙げる。巡察師ヴィエイラがマヌエル・ディアス（年長）を自分の顧問にしたばかりか、巡察師が日本に行つた後は、ディアスを上長スベリオルにしようとした。そのためマカオ・イエズス会内部で警戒心が強まったと言う。この上長とは文脈から、現在ピレスが務めている日本人のためのセミナーオの上長（つまり学院長）のことと解すべきであろう。

巡察師ヴィエイラが日本に行くのは、一六一八年八月である（一九九一年一月まで日本滞在²⁴）。一方セミナーオ上長は、一六一六年一月現在ピレスが上長²⁵で、彼は四年間その職にあり、一六一八年六月現在コンスタンティノ・ドウラドが上長²⁷であつた。つまり、一六一四年一月追放されて来た日本人生徒に対するセミナーオ教育が開始されると、ピレスがその初代の上長に就任して一六一八年のある時期まで務め、次いでドウラドがその後を襲い、同年六月には既にその職にあつたといふことになるであろう。

巡察師は日本に行くに当たつて、マヌエル・ディアス

(年長) をセミナリオ上長にしようという希望は、周囲の反発を考慮して断念し、代わりにドウラドを起用したわけである。一六二三年一二月作成カタログに記されているマヌエル・ディアス(年長)の略歴にも、セミナリオ上長を務めたとは記してない。⁽²⁸⁾

八、ピレスは続いて、とくにマヌエル・ディアス(年長)の人柄について記す。要するにディアスについての悪評は、多分にイタリア人会員たちの彼に対する感情がその基底にあり、彼自身は優れたイエズス会士である。ただ彼には粗野で尊大なところがあり、セミナリオ上長として歓迎されないであろうと言う。

この点に関連して、一六〇〇年一〇月二一日付け長崎発ヴァリニャーノの総長宛て書簡を引用する。マカオ・コレジオが抱える問題点を指摘しているが、その中で次のように記している。ピレスの言葉を一面裏付けるものと言えよう。

「心痛の第二の原因は、最も皆に共通するものであった。それはすなわち、私が院長としてそこに配したパードレ・マヌエル・ディアスが、余りに情熱的であるばかりか、生来禁欲的かつ厳格であり、しかもイエズス会部の統轄の面での経験が乏しいために、私がそこを

発つて後の「ヴァリニャーノが日本に向けマカオを發つたのは一五九八年七月一六日」⁽²⁹⁾統轄の仕方において、非常に乱暴で傲慢な振舞いがあつたので、彼を非常に嫌いそして悲観して、あのコレジオには殆ど誰も残っていない有様であつた。そこでこの度、彼の三年間の任期が終つたので、彼に対し、既に学習を終えた六・七人と一緒に当地に来るよう命じた。⁽³⁰⁾

* * *

以上ピレスの書簡は、セミナリオ上長として、セミナリオの現状を報じたものであるが、共に日本人の教育を目的とした機関であるからコレジオも無縁とは言えない。生徒数の激減に表れているように、セミナリオが衰退した理由を記述するのがその主旨の筈であるが、そして事実ピレスはその原因を一から五まで箇条的に記しているが、その内容は、読む者の疑問に端的に答えているとは必ずしも言えない。管区長カルヴァリヨが日本人同宿を排除して、代わつてマカオの「告知の信心会」^{コングレガサン・ダ・アヌンシアデ}に所属するポルトガル人の子弟を生徒に採ろうとしたということとは、日本人のセミナリオ教育の衰退の理由として重要であるが、何故に管区長がそのような考えを抱くに至つたのかという点や、そのことと関連する筈はあるが、

肝心の日本人同宿つまりセミナーオ生徒の学習状況や能力・資質等については全く触れていない。セミナーオ部長が肝心の生徒の学習について語ることなく、その主たる論点が、巡察師と管区長の間には齟齬があったこと、巡察師がセミナーオ上長にすることを考えたマヌエル・ディアス（年長）に対するイタリア人会員の反発等々、会内の国籍が絡んだ人間関係に偏している。或いは、追放者を迎えて取り敢えず発足させはしたが、日本人生徒の学習成果は初めから殆ど上がっていなかったのかも知れない。

五

先に一六一六年二月二五日付けマカオ発、コンファロニエリの総長補佐に宛て二通の書簡を取り上げ、そこでは日本人の教育については全く触れておらず、もっぱらヨーロッパ人宣教師のことだけを念頭に置いているということを述べた。マカオ・コレジオは日本人をイエズス会司祭に育てることを主たる目的に、創設されたはずである。かつてヴァリニャーノは、マカオ・コレジオに触れる機会さえあれば、専ら日本人生徒の学習について情熱を込めて記したものである。矢張りコレジオの主旨

そのものが、創建当初とはかなり変化してしまったと解さざるを得ない。

その点に関係するが、マカオ・コレジオがむしろヨーロッパ人宣教師の学習の場になったという、その性格の変化がはつきり表面化する頃、コレジオに日本語の授業が設置される。

マカオ・コレジオの一六二〇年年報に次のように見える。「他の諸教科以外に」巡察師パードレは日本語のクラスクラッセを設けることを命じた。それは今年渡来したパードレたちや、すでに当地にいるその他（「のパードレたち」）が大いに情熱を傾注して学び、日本から何らかの新たな情報が届き次第、またはそれが届かなくても「日本に」渡る方法、確実な船便があれば、その地に着き次第直ちに働くことが出来るよう、そして自由にキリスト教会の世話をすることが出来て、すでにその地において仕事に忙殺されている者たちが彼らに言語「日本語」を教える時間を費やす必要のないようにするためである。³¹」

一六二〇年巡察師ジェロニモ・ロドリゲスは、コレジオに新たに日本語の授業を開設するよう命じたこと、そしてそれはヨーロッパ人イエズス会士による日本布教強化策の一環であったことが、明確に記述されている。

とにかく、日本語の授業を始めるようにとの巡察師の指示は、直ぐに実行に移された。一六二〇年九月作成の日本管区第三カタログは、マカオ・コレジオに、日本語とシナ語の教師が一人づついたことを伝える。⁽³²⁾

一六二〇年マカオ・コレジオに日本語の授業が開設されたわけだが、それは丁度ジョアン・ロドリゲスが『日本語小文典』をマカオで出版した年でもある。『日本大文典』(長崎、一六〇四・〇八年)が既にあるにもかかわらず、彼が新たに上長の命を受けて『日本語小文典』(マカオ、一六二〇年)を著わして出版したことも、マカオ・コレジオがその活動の比重を、日本人宣教師の養成からヨーロッパ人を日本向け宣教師に育成することに移したことと無関係ではあり得ない。『日本大文典』についてもこれは同じであろうが、『日本語小文典』はヨーロッパ人イエズス会宣教師が、日本で布教活動をするのに必要な日本語を修得するために著作された「実用的な文法書」であり、しかもそれは独習用の文法書ではなく、良き教師の指導のもとで日本語も学ぶための「文法教科書」であった。⁽³³⁾ ロドリゲスは『日本語小文典』の緒言「読者へ」の中で、前著『日本大文典』では多岐にわたる日本語の規則を示し、混乱の種になる虞もあるの

で、そこから要点を抽出して簡潔に纏め、初心者にとつて『日本大文典』への手引きとなるものを作る必要があるとかねて考えていたが、この度あらためて上長から命じられてそれが実現した、と述べている。⁽³⁴⁾ 初学者用に配慮をした簡潔な日本語の文法書をあらためて作成するよう、上長がここでロドリゲスに指示したのは、マカオ・コレジオにおける日本語授業の設置と連動したものであると言ってよい。

一六二二年九月六日付け日本管区顧問の総長補佐宛て意見書には、次のように記されている。

「ここで私はいくつかの事柄を取り上げようと思う。第一に、このコレジオに日本語の授業が設置されていることについてである。私「私が誰かは不明」と顧問は管区の名で尊師に対し、この授業を継続させるよう、それを中止することのないよう、そして新しい仲間たちが来たら、適当と判断する者たちに直ぐに日本語〔学習〕に専念させるよう要望する。というのは、授業がコレジオの他の仕事によって中断されるか、またはそのために彼らが言語〔学習〕に専念出来ないようなことになったら、彼らは確固とした進路を失い、そこから彼らが、果たしてこの〔マカオ〕布教やあの〔日本〕布教に

携わりたいと上長たちに頼むか、それともインドに帰らせてほしいとせがむ気を起こすか、私には分からない。もしも或る布教のための授業が定着していれば、彼らはそこに赴くであろう、そしてそれ「その布教」を見棄てるのを恥じることであろう。」⁽³⁵⁾

右の史料も、日本布教を目指したヨーロッパ人イエズス会士がその志を曇らせることのないように、日本語の授業を中断しないでほしいという主旨であつて、関心は専らヨーロッパ人宣教師に対する教育にある。

一六二四年一月作成日本管区第三カタログにも、マカオのコレジオには良心問題の教師一人、ラテン語教師二人の外に、日本語とシナ語の教師が一人づついる旨見える。⁽³⁶⁾

日本人イエズス会司祭の養成を主目的に発足したはずのマカオ・コレジオが、その後主旨を大きく転じたことについては、次の一六二二年一〇月一六日付けマカオ発マカオ聴訴官〔ミゲル・ピニエイロ・ラヴァスコ修士^{オサイドル}リセンシド士^{リセンシド}か〕の国王宛て書簡も挙げる事が出来る。

「この市にはさらに、イエズス会パードレたちのコレジオがある。〔中略〕このコレジオは、異教徒の改宗のため、および新しいキリスト教徒たちを切り拓くために、

シナと日本に入る修道士たちのセミナリオでもある。それ故、哲学と神学の学習を終えることなしに、インドやヨーロッパからそこに来る者たちは、ここでそれらを終える。また彼らの布教地に入る前に、言語をも習得する。それ故、日本に入国することになってゐる者たちは、陛下が日本に与えたレンダによって養われる。またシナに入国することになってゐる者たちは、同様に陛下がそれと与えたレンダによって養われる。」⁽³⁷⁾

ここにおいても日本人生徒のことは全く問題外とされており、マカオ・コレジオは専ら、ヨーロッパ人宣教師に哲学・神学、および日本語・シナ語を教える機関と見なされていたことが分かる。

この件に関連して、次に「シナまたは日本の勘定でインドから来る者たちがコレジオに入る時、またはコレジオから出る時に、彼らに対して与えられるべきものについて、巡察師パードレ・ジェロニモ・ロドリゲスが作った取り決め」と題する史料を引用する。日付は記されていない。ただしジェロニモ・ロドリゲスは日本・シナの巡察師を二度務めており、その期間は一六一九年一二月一六二二年一〇月一四日、および一六二三年一〇月一六二六年七月一八日である。⁽³⁸⁾従つて右の史料は、この

いずれかの巡察師在任期間中のものである。

〔一〕シナまたは日本の勘定でインドから来る者たちが、次の補給物資を持たずにコレジオに入る場合は、「コレジオの」プロクラドルがそれを彼らに与えること。またはもしも彼ら「プロクラドル」がそれを所持しなかつたら、彼らの間での合意に従って、彼ら「プロクラドル」の勘定でコレジオが与えること。

〔二〕衣服として、彼らに次の品物を与えること。
 マント一・ガウン一・白色の上着一・下着四組
 ・質素な半ズボン一・ふさ毛のない部屋着または衣服一・新しいビレター一・靴下何足か・新しい靴何足か。

〔三〕冬用 下着・蚊帳・インキ壺・鋏・小型ナイフ・台付きランプ、およびその他の小間物と必需品をコレジオが彼らに与えること。

〔四〕ベッドのためにプロクラドルは、彼ら一人一人に釣り合った次の物を与えること。インドの詰め物を入れたベッドカバー⁽³⁹⁾またはベッドカバー二・下に敷くための何らかの物または敷物・枕一・クツシヨーン一と枕カバー二。シナ国内、日本またはコチンシナ等から、このコレジオに来る場合のことである。

〔五〕彼らが自分たちの布教地に行く時は、これらの品物を持ってコレジオを去ること。たとい彼らにとって役に立たなくても、彼らのプロクラドルたちはそれらを保管しておくこと。外から来た他の者たちに与えて、役立てるためであり、またその他の必要のためである。ただし、そのことでコレジオと取り決めがなされている場合は、別である。双方とも余り物惜しみをせず、愛徳と聖なる礼儀に基づくのが良い。というのはその外にも、誰か冬の衣服を所持する者がそこ「コレジオ」から立ち去る時に、コレジオがそれ「衣服」を彼から取り上げるのは、不当なことと思われるからである。というのは、彼はここでそれを利用してきたのであるから。それ故プロクラドルは、これらの品物について余りに口喧しく物惜しみをしないのをよしとすること。

〔六〕「コレジオに」入る時であれ立ち去る時であれ、これらの品物はさらに利用出来るような、新しい、良い保存状態であると了解すること。もしもそうでない時は、プロクラドルまたはコレジオが彼ら「プロクラドル」の勘定で、コレジオに入る時であれコレジオから立ち去る時であれ、彼らに別の物を与えること。⁽⁴⁰⁾

右の文書はその表題の通り、会員がマカオ・コレジオ

に入居する場合、およびコレジオから去る場合に彼らに給付する品物に関して、巡察師ジェロニモ・ロドリゲスが定めた規定である。具体的な品名は省略して、右の主旨を整理すると次の通りである。

一、コレジオに新たに入居する者がそれらの品物を所持する場合は、それをそのまま使用する。

二、入居者がそれらを所持しない場合は、プロクラドルが与えるわけだが、その品物は、a、衣料品・履物、b、室内で使用する小間物類、c、寝具類から成っている。

三、居住者がコレジオから立ち去る時は、これらの品物を持つて行く。彼がもしもそれを不要とする場合は、プロクラドルが保管しておいて、次の者に用立てる。

四、入居者に与える場合であれ、そのまま所持してコレジオから去る場合であれ、その品物は新しい保存状態の良い物に限り、そうでなければプロクラドルが別に調べて与える。

右の文書は、マカオ・コレジオに居住する者が身辺如何なる物を身に付け、利用していたかを知る上で有用であるが、ここでこの史料を引用した真意は別にある。すなわち、その表題および第一項の文言から明らかかなよう

に、この規定はあくまで、シナおよび日本布教を目指してインドから着いたヨーロッパ人イエズス会士が対象である。第四項に、シナ・日本・コチンシナからコレジオに来る者に言及しているが、これもシナ人や日本人あるいはベトナム人のことを指しているのではなく、それらの布教地からマカオ・コレジオに来たヨーロッパ人イエズス会士のことを問題にしていることは、その文脈・文意から明らかである。つまりコレジオに居住する者に関するこの規定は、あくまでヨーロッパ人イエズス会士のみがその対象とされ、日本人などは考慮の外であったことが確認出来る。かつて創建当初は、例えばヴァリニャーノが作成したコレジオ院長の規則では、毎日の生活面あるいは学習面で日本人イルマンたちに対し細やかな配慮を注いだ指示がなされていた。⁽⁴⁾ マカオ・コレジオ存立の目的が大きく転じたことを、ここでも確認せざるを得ない。

さらにこの問題に関連して、次に一六二四年一月一日付けマカオ発、巡察師ジェロニモ・ロドリゲスの総長宛て書簡を引用する。

「猥下はマニラのパードレたちから知らせを受けていることと思うが、総督ドン・アロンソ・ファハルド」・

デ・テンサ」(一六一八—一六二四年フィリピン総督在任)⁽⁴²⁾は、コレジオを創建した。あの「日本の」教会を切り拓くための日本人の働き手を、そこで養育するためであった。総督の死後(総督ファハルドの死は一六二四年七月一日)⁽⁴³⁾、王立司法行政院は「コレジオの」住まい^{カザス}を破壊するよう命じた。その地に日本人のコレジオがあるのは適切ではなかったからだ。ドン・アロンソは、そこが不可能ならばマカオに作り、同じレンダと基金^{フンダサン}をそれに充当すればいいとした。

私はマニラに作るよりも、何としてでも当地(「マカオ」)に作る方がよいと思う。その理由は、マニラのパードレたちは、すでに見てきた如く、日本人たちの養育に對してあまり専念しないであろう。彼ら「日本人」は、彼ら「マニラのパードレ」に所属するキリスト教会の役に立つわけではないからである。

第二に、彼らは日本人たちとの間で意思の疎通を図るための言語手段^{リンゴア}を持たないし、彼ら「日本人」の慣習も知らないからである。それ故、コレジオを担当する者たちは、日本から行かねばならない。そのため常に互いに、大なる不都合と不快を伴うことであろう。

第三に、日本への正当な入国^{エントラダ・レジティマ}は、マカオと東インド

經由によるものである。もしも、「マニラの」われわれの仲間がマニラにおいて、自分たちの勘定でコレジオを持つていることをポルトガル人が知ったら、彼らはそれを良く思わないに相違ない。極めて主要なる「日本」布教を彼ら「マニラのイエズス会士」が我が物にしたがつていると、彼ら「ポルトガル人」は思うに相違ない。これが実りを生むかどうか、私は大いに疑問に思う。というのはこれらのことは、常に非常に不確実だからである。われわれは当地(「マカオ」)で、日本人の子ども^{メニノス}たちを養育することを切に希望した。後になって「日本」キリスト教会において、彼らの助けを得ることが出来るようになるためである。しかし、日本から彼ら「子供たち」を送ることは不可能である。乗船に際して、非常に厳しい探索がなされるからだ。上陸に当たってはこれが一層嚴重になるであろうから、これにより猥下は、「日本に」新たに人を送り込むことが如何に大なる困難と危険とを伴うかがお分かりになるであろう。⁽⁴⁴⁾

一六二三年マニラ大司教ガルシア・セラノが日本の信徒から、書簡でコレジオ創建を要請されたことに端を発して、一六二四年一月二九日総督アロンソ・ファハルドがその実現を命じたが、同年七月一日の彼の死に伴い

取り止めになったこと、一二年後の一六三六年になって、再びマニラに日本人のためのコレジオを創る計画が立てられたが、これも日本国内のキリスト教会を取り巻く環境の余りの厳しさのために、実現するに至らなかったことなどについては、すでにコスタの著書に見える。⁽⁴⁵⁾

右のジェロニモ・ロドリゲスの書簡の中で注目に値することは、日本人司祭養成の必要性の高まりに依りて、マニラに日本人のためのコレジオを創設する計画があったが、結局それは実現しなかったという事を踏まえた上で、実はスペイン植民地のマニラでは、様々な理由から仮にコレジオを創つても余り実りは期待できない。自分は何としてもそれをマカオに創りたい、と書いている点である。マカオ・コレジオが存在するにもかかわらず、巡察師ロドリゲスが右のように記していることは、同コレジオはすでに日本人をその主たる対象から外していたことの明白な証と言ってよいであろう。

六

右に見てきた如く、日本人イエズス会司祭の養成を主たる目的に創建された筈のマカオ・コレジオは、その後活動の主目的を転じてしまった。また日本からの追放者

を対象にして発足したセミナリオも、僅か数年後には衰退してしまつたことは先に記した通りである。⁽⁴⁶⁾

日本人司祭はしかし、その後も相当な人数が誕生している。日本国内で教育が行われたはずもなく、彼らはそれではどこで学んだのであろうか。

キリシタン時代、日本人司祭は全部で四二人誕生した。内訳は、イエズス会司祭二四人（但し二人は混血）・フランシスコ会司祭一人・ドミニコ会司祭三人・アウグスチノ会司祭二人・教区司祭二人である。

この内、フランシスコ会・ドミニコ会・アウグスチノ会の六人は皆スペイン領フィリピン（五人はマニラ、一人はセブ）で司祭叙階を受けた。⁽⁴⁷⁾ 彼らはマカオ・コレジオとは、無関係であつたと言つてよいであろう。

教区司祭一二人について見ると、七人が長崎⁽⁴⁸⁾、四人がマニラ⁽⁴⁹⁾、一人（ペドロ・アントニオ・アラキ、別名トマス・アラキ）はローマであつた。

キリシタン時代の教区司祭については、特異の足跡を遺した少数を除いては、押し並べてその詳細な履歴は不明であるが、長崎で叙階を受けた七人が、マカオ・コレジオで学習した末の叙階でないことはほぼ確実であり、またマニラで司祭になつた四人も、恐らくは幕府の禁教

令發布によりマニラに追放され、その後の叙階であるから、マカオ・コレジオで学んだ上で司祭になったわけではないであろう。ペドロ・アントニオ・アラキはもちろん、同コレジオで司祭になるための学習をしていない。

となると、マカオ・コレジオが日本人司祭の叙階にどのような貢献をしたかは、イエズス会司祭二四人に限定して考察すればよさそうである。この内、1ニアバラ・ルイス・2木村セバステイアン・3式見マルティニョ・4平林マンシオ・5伊東マンシオ・6中浦ジュリアン・7結城ディオゴ・8石田アントニオの八人については、先に取り上げた⁽⁵⁰⁾。

そこで、その他の一六人について見てみる。まず名前を挙げる。

9原マルティニョ・10辻トマス・11コンスタンティノ・ドウラド・12伊予メルシオル（後にシスト・トクウシ）・13岐部ペドロ・カスイ・14松田ミゲル・15牧ミゲル・16町田マティアス・17山田ユスト（飾屋ユスト）・18齊藤パウロ・19太田アゴステイニョ・20ミノエス・ミゲル・21小西マンシオ・22西ロmano・23フランシスコ・マルケス・24ペドロ・マルケス。（23・24の二人は兄弟で、共に父親ポルトガル人、母親日本人の混血である。

イエズス会カタログでは24ペドロ・マルケス———ということとは23フランシスコ・マルケスも同じであるが———について「日本人」と記す⁽⁵¹⁾。厳密には矢張り区別すべきであろうが、一応ここでは加えておく。

9原マルティニョは有馬セミナリオの生徒であったが、天正少年使節の一人として一五八二年二月二〇日に発ち、一五九〇年七月二一日帰国、一五九一年七月二五日天草でイエズス会入会、一六〇八年（少なくとも一六〇九年三月一四日以前）に司祭叙階を受け、一六一四年一月マカオに追放され、一六一七年マカオで^{コラジナル・スピリトウアル・フォルマド}単式終生誓願司祭になり、一六二九年一〇月二三日マカオで死亡した⁽⁵²⁾。つまり彼は、マカオ・コレジオで学んだ末に司祭叙階を受けたわけではない。

10辻トマスは一五八五年セミナリオに入り、一五八九年一月イエズス会入会、一六一三年二月以前に司祭叙階を受け、一六一四年一月マカオに追放されたが、一六一八年八月帰国、イエズス会を脱会し、一六二七年七月二二日長崎で捕縛、牢の中で再度イエズス会入会、一六二七年九月殉教⁽⁵³⁾。彼も、マカオ・コレジオで学んだ末の司祭叙階ではない。

11コンスタンティノ・ドウラドは天正少年使節に同行

し、一五九〇年帰国、一五九五年一〇月四日イエズス会
入会、一六一四年一月マカオに追放、一六一六年マ
ラッカで司祭叙階を受け、一六二〇年七月三日マカオで
死亡した。⁽⁵⁴⁾

彼がマラッカで叙階を受けたことに関して、一六一六
年一月二五日付けマカオ発、ジョアン・ロドリゲス・ジ
ランのガブリエル・デ・マトス宛て（総長補佐披見のた
め）書簡を引用する。

「職務を離れるパードレ・マノエル・ガスパルに替
わって、その地のプロクラドールになるために、パード
レ・バルトラメウ・デ・シケイラがインドに行く。さら
にもう一人、パードレ・クリストヴァン・デ・カストロ
の姉妹が日本におけるコレジオの基金^{フンダサン}のために遺贈し
た^{アルデアス}村を管理するために、「インド」北部^{ノルテ}に行くと思わ
れる。さらに、神学課程のイルマンたち、およびコンス
タンティノとシストの「二人の」日本人イルマンが、司
祭叙階を受けるためにマラッカに行く。何人かの者はさ
らにインドにまで行くかも知れない。⁽⁵⁵⁾」

右のロドリゲス・ジランの書簡には、神学課程イルマ
ンであるコンスタンティノおよびシストの二人が司祭叙
階を受けマラッカに行く、と見える。ここでコンスタ

マカオのコレジオ（七）

ンティノの学歴を調べてみる。彼は一六一四年一月マ
カオに追放された。⁽⁵⁶⁾ その時点での彼の学習段階であるが、
一六一四年一月作成カタログには、「ラテン語を一二
年間講じた。良心^{カス・デ・コンシエンシア}問題を一年半学習した。」と見え、
一六一五年二―三月作成カタログには、「ラテン語を一
一年間講じた。良心^{カス・デ・コンシエンシア}問題を二年間学習した。」
と見える。つまり彼は日本からマカオに追放される時点
で、日本で一―一二年間ラテン語を教えた実績があつ

た。事実一六〇三年一〇月作成カタログ以来、彼は常に
ラテン語教師としてカタログに記載されている。⁽⁵⁹⁾ また同
じく追放の時点で、良心問題を一年半ほど学習していた
ことも分かる。

右のジランの書簡により、その日付の直後すなわち一
六一六年の早い時期に、コンスタンティノがマカオを
発ってマラッカに行き、そこで司祭叙階を受けたことは
確かであろう。

ジランの書簡には、右に見た通り、「神学課程のイル
マンたち」および「コンスタンティノとシストの「二人
の」日本人イルマン」が司祭叙階を受けマラッカに行
く、と記されている。ジランがこの書簡を記したのとほ
ぼ同じ頃の一六一六年一月作成マカオ・コレジオ滞在

一〇七（四三九）

パードレ・イルマンのカタログには、^{イルマン・ステオロゴス・デ}神学課程
^{クワルト・アンノ}第四学年在学イルマン五人と、^{イルマン・ステオロゴス・デ}良心問題課程在学イルマン
 であるシストとコンスタンティノの二人が、マラツカに
 行って司祭叙階を受けるよう指示されている旨見え、⁽⁶⁰⁾ジ
 ランの書簡と符合する。

神学課程のイルマンが司祭叙階を受けるのは分かるが、
 良心問題課程のコンスタンティノ等二人も叙階を受けて
 いる。ラテン語↓良心問題↓哲学↓神学と各課程を順に
 修めて、そのすべてを修了した上で司祭叙階に到達する
 というわけではなかったことが分かる。事実その点に注
 目してイエズス会カタログを見ると、良心問題のみで哲
 学・神学を学習していないパードレは、珍しくない。

コンスタンティノについても、一六一四年一月日本
 からマカオに追放される時点ですでに良心問題を一年半
 学習しており、その後マカオに一年数カ月滞在してマ
 ラツカに行ったことになるが、その一年数カ月の間に彼
 は、良心問題課程から上には上がっていないわけである。
 彼の司祭叙階後の一六一七年六月作成カタログにも、彼
 について「ラテン語を一二年間講じた。^{カソス・デ・コンシエンシア}良心問題
 を一年半学習した。」⁽⁶¹⁾と見えるだけで、哲学・神学のこ
 とは全く記していない。

つまりラテン語が出来、そして良心問題を修めただけ
 の段階のコンスタンティノが、一六一六年マラツカで司
 祭叙階を受けたわけである。良心問題の学習期間の件で
 あるが、コンスタンティノはマカオ追放以前にすでに日
 本で一年半学習済みであり、それに加えて一六一六年一
 月現在、マカオ・コレジオの良心問題課程に在学してい
 たのであるから、右の一六一七年六月のカタログに、彼
 が良心問題を一年半学習したと見える点には疑義がある。
 マカオ追放後マラツカに行くまで、マカオ・コレジオで
 良心問題を学んだと考えるべきであろう。

一六一七年六月作成カタログ *Ajuda. 49-V-7. f. 88v.*
 には、彼について、そのイルマン欄に「イルマン・コン
 スタンティノ」⁽⁶²⁾と見え、また同カタログ *Ajuda.*
49-IV-66. f. 108v. には、イルマン欄に「パードレ・コ
 ンスタンティノ」⁽⁶³⁾と記されている。叙階直後のためか、
 或いは右の学歴の問題が多少は絡むのか、この時点では
 コンスタンティノ・ドウラドは、未だ司祭として認知さ
 れていない嫌いなきにもあらずである。

とにかく彼はマラツカで叙階を受け、直ぐにマカオに
 戻った。一六一八年六月現在パードレ・コンスタンティ
 ノは、マカオのセミナリオの上長を務めていた。⁽⁶⁴⁾

コンスタンティノ・ドウラドの司祭叙階とマカオ・コレジオとの関わりを記すのが、ここでの主旨である。右に見た通り彼は、一六一四年一月マカオに追放されて来てから、一六一六年の早い時期にマラッカに行くまでの一年数カ月マカオに滞在した。日本においてすでにラテン語を修め、良心問題を学習していたが、その上に更にマカオ・コレジオの良心問題課程に入ってその学習を続けたが、哲学課程に進級した跡は何えない。

12伊予メルシオル、後に伊予シスト・トクウンは、一五八二年セミナーオ入学、一五八九年イエズス会入会、一六一四年一月マカオに追放、先のジョアン・ロドリゲス・ジランの書簡に見える通り、一六一六年コンスタンティノ・ドウラドと一緒にマラッカに行つて司祭叙階を受けたが、その年日本に帰国し、一六三三年八月捕縛され、同年一〇月殉教した。⁽⁶⁵⁾つまり、マカオ滞在は先のコンスタンティノと同じく、一六一四年一月から一六一六年の早い時期までの一年数カ月である。

例によって彼の学歴を見てみる。一六一四年一月作成カタログ（つまり追放時）によると、イルマン伊予シストについて「ラテン語を六年学び、それを五年講じ、⁽⁶⁶⁾カソス・デ・コンシエンシア良心問題を一年学んだ。」と見える。一六一五年二

三月作成カタログには、「ラテン語を六年学び、それを二年講じ、良心問題を一年学んだ。⁽⁶⁷⁾」とあり、ラテン語教授の期間に違いがあるが、他は同じである。

一六一六年一月作成マカオ・コレジオ滞在パードレ・イルマンのカタログには、良心問題課程^{イルマン}在学イルマンであるシストとコンスタンティノの二人が、マラッカに行つて司祭叙階を受けるよう指示されている旨見えることは先に記した。⁽⁶⁸⁾ジョアン・ロドリゲス・ジランの書簡と符合することも、すでに記した。

一六一七年六月作成カタログには、彼は「イルマン伊予シスト」となっており、「ラテン語を六年学び、五年講じ、良心問題を一年学んだ。」⁽⁶⁹⁾と見える。良心問題の学習期間の点で、先にコンスタンティノについて記したことと同じであるが、マカオ追放以前に日本ですでにそれを一年学習し、一六一六年一月現在マカオ・コレジオで良心問題課程に在学していたのであるから、一六一七年六月のカタログにそれを一年学んだ、と見えるのは疑義ありと言うべきである。

なお一六二〇年九月作成カタログには、「パードレ伊予シスト」⁽⁷⁰⁾と記してある。一六一七年六月カタログの「イルマン」表記は、コンスタンティノ・ドウラドの場

合と似ているが、事実関係としては書き間違いに相違ない。つまり彼の司祭叙階とマカオ・コレジオとの関わりという点では、コンスタンティノと類似しており日本でラテン語を修め、良心問題を一年学習した段階でマカオに追放されて、マカオ・コレジオの良心問題課程に入り、そして一年数カ月経ったところでマラッカに行つて叙階を受けたわけである。

13 ペドロ岐部カスイはセミニリオで学び、江戸幕府の禁教令発布により、恐らく一六一五年三月頃日本を發つて、マニラ經由でその年の内にマカオに渡つたものと推定される。⁽⁷¹⁾岐部がマカオを發つてヨーロッパに向かつた時期は不明であるが、一六一六年末頃と推定される。⁽⁷²⁾マカオからマラッカ、マラッカからゴアまでは通常のポルトガル定期船を利用したが、その先はエルサレムを経由して一六二〇年にローマに到着し、その年の十一月五日司祭叙階を受け、五日後の同月二〇日イエズス会に入会した。⁽⁷³⁾

右の推定により、岐部は一六一五年から一六年にかけて一年余マカオに滞在したとして、その間にマカオ・コレジオといかなる関わりを持ったか。岐部はその時は未だイエズス会士ではない。一六一六年一月作成マカオ・

コレジオ滞在パードレ・イルマンのカタログには、コレジオ生徒の名簿もあり、先に見たコンスタンティノヤシストはそこに載っている。⁽⁷⁴⁾しかしイエズス会士以外の生徒については分からない。コレジオの授業はイエズス会士以外にも開かれていた。⁽⁷⁵⁾岐部がコレジオの授業に出た可能性を否定することは出来ないが、裏付ける史料もない。その後の彼の行動から判断して、正規のコレジオの生徒になつて学習したとは考え難い。またその当時コレジオ内には、日本から追放されてきたセミニリオ生徒を対象にしたセミニリオが開設されていた。⁽⁷⁶⁾しかし岐部は、一六〇六年有馬のセミニリオを修了していた。⁽⁷⁶⁾マカオで再びセミニリオに入ったはずがない。いずれにせよ、岐部が司祭になる上の修学の点で、マカオ・コレジオが特段の意味を持ったとは言えない。

14 松田ミゲルは一六〇七年イエズス会に入会し、一六一四年マニラに追放され、一六二三年以前に司祭叙階を受けた。⁽⁷⁷⁾つまり、マカオ・コレジオで学んだ末のことではない。

15 牧ミゲルは、一六〇七年イエズス会に入会し、一六一四年十一月の追放時には日本に留まり、一六一七年一〇月長崎を發つてマカオに行った。一六一八年六月コチ

ンシナに行き、間もなくマカオに帰り、一六二〇年三月にはすでにマカオにいた。マカオ・コレジオで良心問題を学んだ。一六二四年一月から同二四年二月までの間に司祭叙階を受け、その年コチンシナに行き、そしてマカオに戻って一六二七年一月同地で死亡した。⁽⁷⁸⁾

彼の学歴を見ると、一六一四年一月作成カタログによると、その時点で彼はラテン語を六年学んでいた。⁽⁷⁹⁾一六二三年一二月作成カタログにも、彼について「ラテン語を六年学んだ。」と同じ記載が見える。つまりこのカタログによると、少なくとも一六二三年一二月までは彼はマカオ・コレジオで何も学習してはいなかったことになる。しかしこのカタログの記載が正しくないことを、次の一六二二年一月一日付けマカオ発、日本・シナ巡察師ガブリエル・デ・マトス⁽⁸¹⁾の総長宛て書簡は明らかにする。この書簡は、牧一人ではなく、西ロマン・飾屋ジユスト・斎藤パウロの学習状況をも伝える重要な史料である。

「去る〔一六二二年〕一二月末、私はパードレ・マヌエル・フェルナンデスを、巡察師としてコチンシナに派遣した。〔中略〕私は彼〔マヌエル・フェルナンデス〕と一緒に、イルマンを二人派遣した。一人はポルトガル

人〔中略〕、もう一人は西ロマンという名前の日本人である。彼はイエズス会内の古参で、パードレ・アレッサンドレ・ヴァリニャーノが^{エストラダニテス}生徒の資格で何人かの入会を許した時に、彼も入会した。しかし彼らは、人々に教理を説き、説教するのに役立つ学習だけをして安心したいとの思いから、ラテン語を少しだけ学んだ。このイルマン〔西〕も同様であった。

パードレ・フランシスコ・ヴィエイラがインドから当地に來た時にはすでに、パードレ・ヴァレンティン・カルヴァリョが、われわれ会員とともに日本から追放されてきた同^{ドジュコス}宿の多くを、「イエズス会から」追放していた。しかも彼らはその主立った者たちであり、何人かはイルマンでもあったので、彼ら〔の追放〕はキリスト教会にとって甚大な損失と衰退を來たし、さらにはわれわれ〔イエズス会〕の信用をも損なうものであった。それ故前述のパードレ・フランシスコ・ヴィエイラは、残った者たちを激励し、慰めてやりたいと思った。そこで、四人のイルマンに^{カソス・デ・コンシエンシア}良心問題を学習させようと考へた。しかし、その申し出を受け入れたのは二人だけであった。すなわち、このイルマン〔西〕ロマン、およびいま一人は飾屋ジユストという名〔のイルマン〕であつ

た。

二人とも、おおよそ三年間良心問題カソフスを学んだ。しかし、ラテン語の学力不足のせいか、或いは勤勉さに欠けるためか、または二人とも既に五〇歳近く高齢であったためか、良心問題について彼らは、ともに神テオロジヤ学レクテスの講師である二人の試験官から合格の報せを受け取ることが出来なかった。試験により彼ら「試験官」には、このイルマン〔西〕ロマンの方がはるかに能力が劣るということが分かったのは事実である。そのために前任の巡察師パードレ・ジェロニモ・ロドリゲス〔年長〕⁽⁸²⁾は、彼〔西ロマン〕を司祭に叙階しないでコチンシナに派遣することに決めた程であった。その地に居住している日本人たちや、毎年貿易をしに来るその他〔の日本人たち〕の教化を助けるためであった。日本において三―四人が行っているのと同様である。その一人は学習をするのを望まなかった。しかし、彼〔西ロマン〕に本当のことを知らせることなくむしろ、「コチンシナに」行って其処カソフスの事例を常に観察するように言つて、彼の派遣を決めたのだ。

こういった婉曲な言葉は、それが分かった時に部下を絶望させるだけだと思つたので、私は〔ガブリエル・デ・マトスは〕一六二〇年八月一五日―一六二一年一〇月

一四日マカオ・コレジオ院長⁽⁸³⁾、司祭叙階を受けるのに要求される良心問題カソフスの学力を満足に備えていなかったのだということ、彼〔西ロマン〕に知らせた。かくして〔私は〕他のイルマンたちがしている如く、キリスト教徒を助け異教徒を改宗させるために、彼〔西ロマン〕をコチンシナに派遣した。このようにしたのは、彼がそのための資質を備えていたからであり、またこのコレジオにおいて、彼がしていた職務から解放してやるためでもあった。それはパードレの伴をしたり、食堂係レラエイトレイロりを務めたりすること等であった。彼は真相を知つて心を痛めたが、結局は服従に甘んじ、赴いた。

二人目のイルマン〔飾屋〕ジュストも、司祭叙階を受けるだけの学力を十分に備えていないということが分かつたので、私は次のような措置をとるのがよいと思つた。すなわち、猊下の命令により新たに私が良心問題カソフスを学習させる三人のイルマンや、哲フィロソフィア学カソフスを学習したけれどもそれ〔哲学〕の〔成績が〕中位にも達しないので、やはりそれら〔良心問題〕を学習しているいま一人〔のイルマン〕もいるのでこの際、彼〔飾屋ジュスト〕が再度それら〔良心問題〕を学習し直すか、または第二次試験でもっとましな解答をするか見るために、「この第一

次試験は」通すのがよい、と。

彼がこのような「成績である」にもかかわらず、パードレ・ジェロニモ・ロドリゲスが彼に司祭叙階を施すことを望んでいたのだということを知った。しかし私は、或る国民を宥めたり慰めたりするために、その資格を備えていない者に司祭職を与えるのが適切だとは判断しなかった。新たにそれら「良心問題」を学習する二人は、イルマン・斎藤パウロと牧ミゲルである。二人とも優れた能力を備え、ラテン語を良く知っている。キリスト教会のためにおおよそ二〇年間専念してきた、その功勞者たちである。あの迫害下のキリスト教会において必要不可欠な良き働き手が生まれるよう、主が四人全員をお助け下さるように。」⁽⁸⁴⁾

右の史料はその当時の日本人イルマン、とくに西ロマン・飾屋ジュスト・斎藤パウロ・牧ミゲルの四人のイルマンの学習状況を知る上で、有用な史料である。内容を整理する。

一、巡察師フランシスコ・ヴィエイラはマカオに来た時(二六二六年六月七月)⁽⁸⁵⁾、四、五人の日本人イルマンに、良心問題を学習させようとした。つまり司祭に叙階しようとしたわけである。しかしそれに応じたのは、西

マカオのコレジオ(七)

ロマンと飾屋ジュストの二人だけであった。

二、西と飾屋はおおよそ三年間良心問題を学んだ。しかし試験の結果、試験官を務めた神学の教師二人は、両名とも不合格とした。中でも西の方が、はるかに劣った。

三、巡察師ロドリゲスは西の成績評価を見て、彼を司祭に叙階するのを断念し、コチンシナ布教に派遣することに決めた(ロドリゲスの巡察師在任期間一六一九年二月一六二二年一月四日)。その際巡察師ロドリゲスは、西に対してその理由をはっきり言わなかった。

四、マトス(書簡の差出人)は西に対し、その理由をはっきり告げた上で、一六二二年二月彼をコチンシナに派遣した(なおマトスの巡察師在任期間は一六二一年一月四日一六二二年一月である)⁽⁸⁶⁾。

五、飾屋も司祭叙階を受けるだけの良心問題の学力に不足したので、それを再度学習するか、または第一次は通して第二次試験の成績を見るのがよいと、マトスは考えた。

もつともジェロニモ・ロドリゲスは、対日本人宥和政策として、その学力不足の飾屋を司祭にすることを

望んでいだ。

六、その当時に、新たに良心問題を学習するイルマンが三人いた。その内の二人は齊藤パウロと牧ミゲルであり、二人共優秀であった。さらに哲学を学習したが成績が思わしくないので、それを学び直しているイルマンが一人いた。

さて牧ミゲルの学習の話に戻るが、先に記した通りカタログによると、少なくとも一六二三年一二月までは、彼はマカオ・コレジオで何も学習してはいなかったことになる。しかし、右のマトスの書簡には、その日付（一六二二年一月一日）当時牧が、当然マカオ・コレジオにおいて、良心問題を学習していたこと、優れた能力に恵まれ、すでにラテン語について高い学力を身に付けていたことが記されている。

ラテン語のことは、カタログとこのマトスの書簡の双方に書いてあるから問題ないが、良心問題についてはもちろん、その一年前まで同コレジオの院長を務め、現在巡察師であるマトスの書簡の記述に信憑性ありと見なすべきであろう。カタログの学習関係の記載には、全幅の信頼を置くことが出来ないようである。

16 町田マティアスは一六〇七年イエズス会入会、六一七年ラテン語を学び、一六一五年三月マカオに渡り、一六二四―二五年に司祭叙階を受けた。⁽⁸⁷⁾

一六一四年一月作成カタログに、彼について「ラテン語を六年学んだ。」⁽⁸⁸⁾と見え、一六一五年二―三月作成カタログには「ラテン語を七年学んだ。」⁽⁸⁹⁾と記されている。つまりマカオ追放以前に日本において、六一七年間ラテン語を学んでいたことが確認出来る。六一七年六月作成カタログにも「ラテン語を六年聴講した。」⁽⁹⁰⁾と見える。マカオ追放後もその時点までは、コレジオで何も学んでいなかったことが分かる。

これが一六二〇年九月作成カタログには、「マカオにおいて^{フィロソフィア}哲学を学んだ。」⁽⁹¹⁾とも、「ラテン語を六年学び、^{クルソ・デ・アルテス}教養科目課程〔すなわち哲学課程〕を三年聴講した。」⁽⁹²⁾とも記されている。ラテン語学習の六年はマカオ追放以前のことであるから、マカオ・コレジオにおいては、一六一七年六月以降一六二〇年九月までの間に、三年間哲学を学習したことが分かる。一六二三年一二月作成カタログにも、イルマン町田マティアスについて「マカオにおいて^{フィロソフィア}哲学を学んだ。」⁽⁹³⁾と見える。つまり、一六二〇年九月までにコレジオで^{フィロソフィア}哲学を三年間学習したが、

その後さらに次の神学にまで学習を進めたわけでもないようである。

シユッテ神父は、町田マティアスはマカオで哲学と良心問題を学んだように記すが、この内良心問題については、史料的に確認出来ない。カタログによる限り右に見た通り、ラテン語を六・七年（日本において）・哲学を三年（マカオ・コレジオにおいて）学習した段階で司祭叙階を受けたようである。

17山田ジュスト（飾屋ジュスト）はセミナーオで学び、一五九〇年イエズス会入会、ラテン語を学んだ。一六一四年一月マカオに追放された。一六二三年一二月から二四年五月の間に司祭叙階、一六二四年五月に司祭としてコチンシナへ行き、その後カンボジアで布教をした。⁽⁹⁵⁾

一六一四年一月作成カタログおよび一六一五年二月三月作成カタログに、彼について「ラテン語を五年学んだ。」⁽⁹⁶⁾と見える。つまりマカオ追放以前に、日本においてラテン語を五年間学習していたことが分かる。一六一七年六月作成カタログには「ラテン語を五年、良心問題を二年学んだ。」⁽⁹⁷⁾と記されている。一六一七年六月現在、良心問題を二年学び終わったという。

一方、先に引用した一六二二年一月一日付けマカオ

発巡察師マトスの書簡には、巡察師フランシスコ・ヴィエイラがマカオに来た一六一六年六月七月、飾屋ジュストが西口マンと一緒に、司祭を目指して良心問題の学習を始めたこと、二人はおおよそ三年間良心問題を学んだが、試験の結果不合格となったこと、西よりは学力が上であつた飾屋については、前任巡察師ジェロニモ・ロドリゲス（年長）は対日本人宥和策として、彼を司祭にしたいと思つていたが、現巡察師のマトスは再度良心問題の学習をさせるか、今一度試験を受けさせてみるべきだと考えたこと等が記述されて⁽⁹⁸⁾いた。

右の書簡により一六一六年六月七月に良心問題の学習を始めたとして、先の一六一七年六月作成カタログに、良心問題を二年学んだ、と見える以上、これら二点の史料を厳密に読むなら、すでにマカオ追放以前に日本で良心問題を一年学習していたということになる。しかし恐らくそれは読み過ぎと言ふべきで、カタログに見える二年がいささか不正確な記載だといった程度の話だと思ふ。なお彼が良心問題を学習した期間であるが、一六二〇年九月作成カタログに「良心問題を二年学んだ。」⁽⁹⁹⁾とも「ラテン語を五年、良心問題を二年学んだ。」⁽¹⁰⁰⁾とも見える。一六二三年一二月作成カタログにも、イルマン飾屋ジュ

ストについて「良心問題を二年学んだ。」と見える。このようにカタログは頻りに二年間と記すが、しかし先のマトスの書簡には、飾屋は良心問題を三年間学習し、場合によっては更にそれを続けたように見えた。ここではマトスの書簡の方を信用すべきであろう。つまり少なくとも、一六一六年六〜七月から一九年六〜七月頃まで三年間、彼がマカオ・コレジオで良心問題を学んだことは確実である。

良心問題を三年終えた時点での試験の成績が思わしくなく、その司祭叙階に異論が出た飾屋であるが、その彼も結局は一六二三年一月から二四年五月の間に司祭叙階を受けることが出来た。

18 齊藤パウロは一六〇七年イエズス会入会、一六一四年一月マカオに追放、一六一八年六月にはマカオにいたが、一六二〇年九月にはコチンシナにあり、その後マカオに戻り、先の一六二二年一月一日付けマカオ発マトスの書簡により、その当時良心問題を学んでおり、能力優れ、高水準のラテン語学力を備えていたという。⁽¹⁰⁵⁾一六二三年一月以降二五年までの間に司祭叙階を受けた。⁽¹⁰⁶⁾一六一四年一月作成カタログおよび一六一五年二月三月作成カタログに、「ラテン語を六年学んだ。」と見え

る。彼についても、六年間のラテン語学習は日本においてであった。一六一七年六月作成、一六二〇年九月作成、および一六二三年一月作成の各カタログにも、「ラテン語を六年学んだ。」と見えるだけである。先に記した通り、一六二二年一月一日現在良心問題を学習していたのであるから、少なくとも最後の「一六二三年一月作成カタログには、そのことを記載していなければならぬはずだが、それが見えない。

19 太田アゴステイニヨは、一五八五年セミナリオに入会、一五九七年マカオに行き、其処で良心問題の学習を始めたが、翌一五九八年日本に帰国した。一五九九年末か一六〇〇年にマニラに派遣され、其処で良心問題の学習を続けた。一六〇二年日本でイエズス会に入会した。一六一四年一月フィリピンに追放された。一六二〇年そこからマカオに派遣され、同年九月にはマカオ・コレジオ居住者の中に彼の名が見える。一六二七年九月六日付けマドリッド発、ミノエス・ミゲルのイエズス会書記フランチェスコ・ピコロミニ宛て書簡には、司祭になり得る日本人イルマンとして彼の名が記されている。その後時期は不明であるがマカオから再度フィリピンに渡り、一六三一年 Malindig 島で死亡した。死亡した時はす

に司祭になつていた。⁽¹⁰⁶⁾

学歴に関しては、一六二〇年九月作成カタログおよび一六二三年一二月作成カタログには、イルマン太田アゴステイニヨについて「ある時期〔ラテン語〕文法を講じた。」⁽¹⁰⁷⁾と見える。一六二〇年九月作成カタログには、「現在生徒^{エラストウダシテ}である。」⁽¹⁰⁸⁾と見える。つまり彼は、一六二〇年マカオに行つた時にはすでにかつてラテン語を教授した実績があり、マカオではコレジオの生徒になつて、すくなくとも良心問題、場合によっては更にそれ以上の学習をして司祭叙階を受けたことが分かる。

20 ミノエス・ミゲルは、キリシタン時代日本人のヨーロッパ留学生の一人である。⁽¹⁰⁹⁾ポルトガルに渡り、エヴォラで哲学を三、四年学んだ後、ローマに行つて一六二一年一〇月一六日イエズス会に入会し、一年間の修練期間を終えて、一六二二年一〇月から二六年までコレジオ・ロマーノで神学を学んだ。司祭叙階を受け、一六二七年ローマを發つて帰国の途についたが、途中リスボンで一六二八年五月一四日死亡した。⁽¹¹⁰⁾つまり、彼はマカオ・コレジオで学んだ末に司祭になつたわけではない。

21 小西マンシオも同じく、ヨーロッパ留学組である。一六二三年八月二八日ローマでイエズス会に入会した。

マカオのコレジオ(七)

入会以前にすでに三年間哲学を学んでいたが、入会後もそれを続け、さらに神学をも学習した。司祭叙階を受け、一六二九年リスボンを發ち、一六三二年日本に帰国した。⁽¹¹¹⁾小西がマカオ・コレジオで学んだことがあつたか否か不明であるが、少なくとも同コレジオで学んだ末叙階を受けたわけではない。

22 西ロマンは一五八〇年セミナーオに入り、一五九〇年一月イエズス会入会、一六一四年一月マカオに追放された。⁽¹¹²⁾一六一四年一月作成カタログには、西について「ラテン語を六年学んだ。」⁽¹¹³⁾と見える。ところが一六一五年二、三月作成カタログには、「ラテン語を二年学んだ。」⁽¹¹⁴⁾と見え、食い違ふ。一六一七年六月作成カタログには、彼について「ラテン語を六年、良心問題^{カズス・デ・コンシエンシア}を二年学んだ。」⁽¹¹⁵⁾と見え、マカオ追放以前に日本のセミナーオで、ラテン語を六年学んだと了解してよさそうである。さらに右のカタログに、良心問題を二年学んだという。一六一八年六月作成カタログにも、彼について「良心問題を学習中。」⁽¹¹⁶⁾と見える。

一方、先の一六二二年一月一日付けマカオ發マトスの書簡によると、西は飾屋ジュストと一緒に司祭叙階を目指して一六一六年六、七月から良心問題の学習を始め、

一一七 (四四九)

おおよそ三年間続けたが試験の成績が悪く、そのため巡察師マトスは彼に司祭になることを断念させ、一六二一年一二月コチンシナ布教に派遣した。⁽¹¹⁷⁾ 前出飾屋の場合と同じであるが、右の一六一七年六月カタログ作成の時点では、西は未だ良心問題を一年しか学習していなかったはずであるにもかかわらず、二年と記してあるのは、一年はすでに日本で学習してきたという意味ではなく、カタログの二年が不正確な記載だと解すべきであろう。

一六二〇年九月作成カタログにも、「ラテン語を六年、カス・デ・コンシエンシア⁽¹¹⁸⁾ 良心問題を二年学んだ。」と記されている。一六二三年一二月作成カタログには、「良心問題を二年学んだ。」⁽¹¹⁹⁾ と見える。これらのカタログの、良心問題学習期間二年との記載は、マトスの書簡により三年の誤であろうという点も、山田(飾屋)の場合と同様である。

コチンシナ布教に派遣された西は、その後マカオに戻って司祭叙階を受け、カンボジアに行つて布教をした。⁽¹²⁰⁾ 彼の司祭叙階の時期については、カルデインの著書に、「日本人パードレ・ジュスト飾屋は、彼国〔カンボジア〕の日本人たちの救済のために働き、同国で死亡した。彼の代わりに、日本人パードレ・〔西〕ロマノが選ばれた。彼は少し前に司祭に叙階されたばかりだ。」⁽¹²¹⁾ と見える。

因みに飾屋がカンボジアで死亡したのは、一六二九年である。⁽¹²²⁾ 右のカルデインの記述に拠り、チースリク神父は西の司祭叙階を一六三〇―三一年と推測する。⁽¹²³⁾ なお五野井隆史氏は、それを一六三〇年と推測する。⁽¹²⁴⁾

つまり西ロマノは一六一六年六―七月から一九年六―七月頃まで三年間マカオ・コレジオで良心問題を学習したが、その時は成績が悪く叙階が叶わず、その後一〇年以上経つて漸く司祭叙階を許されたわけである。彼の叙階前後の経緯については不詳であり、その時マカオ・コレジオで学習したか否かも不明である。しかし、西はカンボジア布教から一旦マカオに帰つて司祭叙階を受け、その後間もなくまたカンボジアに戻つたものと思われる⁽¹²⁵⁾ので、叙階に際しコレジオできちんと学習をしたとは考えられない。

23 フランシスコ・マルケスは父親ポルトガル人、母親日本人の混血で、一二歳の時マカオに渡り、同地で一六三一―三二年にイエズス会入会、一六三五年九月作成マカオ・コレジオのカタログに、哲学課程^{イルマシヤン・アルテイスタ}に在籍した。一六四〇年ルビノと一緒に日本に潜入しようとしたが、コチンシナに流された。一六四一年マニラに渡り、さらにセ

	マカオ・コレジオ	司祭叙階	備考
9. 原マルティニョ	無関係	1608年	
10. 辻トマス	無関係	1613年2月以前	
11. コンスタンティノ・ドウラド	良心問題1年余	1616年(於マラッカ)	日本でラテン語教授 11~12年間 良心問題学習1年半
12. 伊予メルシオル (シスト・トクウン)	良心問題1年余	1616年(於マラッカ)	日本でラテン語教授5年 良心問題学習1年
13. 岐部ペドロ・カスイ	無関係か	1620年	
14. 松田ミゲル	無関係	1623年12月以前	
15. 牧ミゲル	良心問題(1622年11月現在)	1624年	日本でラテン語学習6年
16. 町田マティアス	哲学3年(1620年以前)	1624~1625年	日本でラテン語学習 6~7年
17. 山田ジュスト(飾屋 ジュスト)	良心問題3年(1619年迄)	1623年12月~1624年5月	日本でラテン語学習5年
18. 斉藤パウロ	良心問題(1622年11月現在)	1623年12月~1625年	日本でラテン語学習6年
19. 太田アゴステイニョ	良心問題 or それ以上	1627~1631年	ラテン語教授
20. ミノエス・ミゲル	無関係	1627年以前	
21. 小西マンシオ	無関係か	1629年以前	
22. 西ロマノ	良心問題3年(1619年迄)	1630~1631年	日本でラテン語学習6年
23. フランシスコ・マルケス	哲学(1635年9月現在)・神学	1641年12月15日	
24. ペドロ・マルケス	古典学2年・哲学3年(1635年9月現在)・神学4年	時期不明	

ブ島に行き、其処で一六四一年一二月一五日司祭叙階を受けた。^(註)
つまりフランシスコ・マルケスは、マカオ・コレジオで哲学・神学を学んだ末、司祭叙階を受けた。
24 ペドロ・マルケスは、フランシスコ・マルケスの弟である。同様にポルトガル人を父親、日本人を母親にもつ混血である。兄フランシスコと一緒にマカオに渡り、一六三一~三二年同地でイエズス会入会、古典学(ラテン語上級)を二年間学び、引き続き三年間哲学を聴講した。一六三五年九月作成カタログには兄フランシスコと共に哲学課程在学イルマンとしてその名が見える。その後四年間神学を学んだ。四年間ラテン語を教えた。なお彼の司祭叙階の時期は不明である。^(註)
とにかくペドロ・マルケスは、マカオ・コレジオで古典学を二年、哲学を三年、そして神学を四年学習し、その

上で、あるいはその過程で、司祭叙階を受けたことは確実である。

以上、日本人イエズス会司祭がその叙階に至るまでに、マカオ・コレジオの授業を如何に履修したかについて見てきた。次にこれを表にしてみる。(この内23・24の二人は混血)。

七

日本人イエズス会司祭二四人の内マカオ・コレジオに学んだことが判明する者は、3 式見・4 平林・5 伊東・6 中浦・7 結城・8 石田・11 コンスタンティノ・12 伊予・15 牧・16 町田・17 山田(飾屋)・18 斉藤・19 太田・22 西・23 フランシスコ・24 ペドロの一六人である。

この内同コレジオでの学習段階として、良心問題までが一人(5 伊東・6 中浦・7 結城・8 石田・11 コンスタンティノ・12 伊予・15 牧・17 山田(飾屋)・18 斉藤・19 太田・22 西。なお19 太田については不詳であるが、一応良心問題としておく)、哲学が三人(3 式見・4 平林・16 町田・)、神学まで進んだ者は二人(23 フランシスコ・24 ペドロ)である。

つまり、マカオ・コレジオに学んでイエズス会司祭に

なった日本人にしても、そのほとんどが良心問題を終えたところで叙階を受けた。哲学課程に進級した者は三人、そして最終の神学課程にまで進み、そこで所定の学習をすることが出来たのは僅か二人で、二人ともポルトガル人と日本人との混血である。要するに、日本人には「修学年限短縮による繰り上げ卒業」が行なわれていた。

ヴァリニャーノが強い反対意見を斥けてマカオ・コレジオを創建したのは、日本人をポルトガル人社会のキリスト教文化の中で教育して、優れた司祭に育てることを狙ったものであった。それが一七世紀に入つて、その肝心のヴァリニャーノも死亡し、日本人生徒の教育成果に然して見るべきものもなく、コレジオに日本語講座が設置されたことが端的に物語るように、むしろヨーロッパ人イエズス会士を対象とする教育機関に看板を塗り替えたことは、先に記した通りである。右に見た肝心の日本人生徒の学習成果の現実には、マカオ・コレジオの所期の目標の実現が、如何に至難であつたかを突き付けるものである。

註

(1) 拙稿「キリシタン時代マカオにおける日本イエズス会

の教育機関について」(『キリスト教史学』五三)一八一〇・二四・三五頁。

(2) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 17, f. 31, 31v.

(3) Jap. Sin. 17, f. 34, 34v.

(4) マカオ・コレジオ滞在イエズス会士一人当たりの年間経費は、四五タエルが標準であった。拙稿「マカオのコレジオ」五(『史学』六八ノ一・二)五三・五四・六五頁その他)。

(5) 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』吉川弘文館、平成六年、二四三頁。

(6) 拙著、同右、二四四頁。

(7) 拙著、同右、二四三頁。

(8) 拙著、同右、二四三・二五二頁。

(9) 拙稿「マカオのコレジオ」四(『史学』六七ノ三・四)七三―七七頁。

(10) 拙稿「マカオのコレジオ」四、七四・七五頁。

(11) 拙稿「マカオのコレジオ」四、七四―七六頁。

(12) 拙稿「マカオのコレジオ」五、五七―六〇頁。

(13) 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』三八八―三九〇・三九三頁。

(14) Jap. Sin. 17, 100v.

(15) Jap. Sin. 17, f. 100, 100v.

(16) 拙稿「キリシタン時代マカオにおける日本イエズス会の教育機関について」一八一―二〇・三四・三五頁。

(17) J. F. Schütte, Monumenta Historica Japoniae, I, Romae,

1975, p. 1149.

(18) Ibid., p. 1323.

(19) 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』第一章、その他。

(20) 拙著、同右、六〇三―六〇七頁。

(21) Jap. Sin. 17, ff. 139v, 140.

(22) Jap. Sin. 17, f. 128. 拙著『キリシタン時代対外関係の研究』六〇五頁。

(23) 「告知の信心会」については、信心会コングレガサンの信心会に類似した組織であろうと思われるが、その詳細は不明である。なお先年、五野井隆史氏が「イエズス会非会員のコングレガサンと階層化——日本の同宿とトンキンのカテキスタの関わり——」(『史学雑誌』一〇三ノ三)と題する論文を発表され、日本イエズス会において、日本人のイエズス会入会についての資格審査を厳格にすべしとの声の高まりに対応して、イルマンになる見込みのない同宿に対する救済的措置として、一六一二年を余り遠く遡らない時期に、年輩で経験豊かな同宿を「コングレガサンの同宿」と称して組織化し、パードレに随行し、パードレに代わって説教し、イエズス会から保護を受け、独自の規則を持ち、何らかの特権を有する者として階層化した。彼らは普通一般の信心会コングレガサンの信心会でも第三会でもないが、それに酷似の団体と見なしてよいであろうということ。および、日本におおよそ半世紀遅れてイエズス会士による布教が開始されたトンキンにおいても、日本の「コングレガサンの同宿」に倣って、それに類似する、教えの師匠とし

てタイ号を与えられたカテキスタのコングレガサンが組織されたことを論述された。

ここでピレスの書簡に見える「告知の信心会」が如何なる性格の組織であったかは、これだけでは何も語ることは出来ず、今後に俟つ外ないが、ただここでは普通の信心会に類似した組織であろうと解しても特段不都合はないように思われる。なお、マカオ・コレジオの一六二〇年年報に「告知の聖母の信心会」の語が見える。この年報の記事も、「告知の信心会」を説明する手がかりになるものではないが、その箇所を引用しておく。「日本司教ドン・ディオゴ・ヴァレンテはその「行列が行われた」朝、コレジオの特別礼拝堂において「告知の聖母の信心会」の兄弟たち「イルマン」と訳すべきか判断がつかないが、一応「兄弟たち」としておく」に聖体を授けた。」Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f. 88. 因みに、同じ年報に「イエズスの信心会」「霊の信心会」等「コンフラリア」の語も見えることを付記しておく。Ajuda, 49-IV-66, f. 88.

- (24) Schütte, Monumenta, p. 1323.
- (25) Ibid., p. 637.
- (26) Ibid., pp. 954, 955.
- (27) Ibid., p. 781.
- (28) Ibid., pp. 958, 959.
- (29) J. F. Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia 1549-1650*, Romae, 1968, p. 1026.

- (30) Jap. Sin. 14-1, f. 41.
- (31) Ajuda, 49-V-5, f. 286. 川崎桃太「アジユダ図書館『Jesuitas na Ásia』集書の研究」(Cosmica, X)四九頁。
- (32) Schütte, Monumenta, p. 868.
- (33) ロドリゲス、池上岑夫訳『日本語小文典』下、岩波文庫、一九九三年、二四五頁(池上氏の解説)。
- (34) ロドリゲス、池上訳、同右、上、二二三・二四頁。ジョアン・ロドリゲス著、日笠博司訳『日本小文典』新人物往来社、一九九三年、二二頁。
- (35) Jap. Sin. 18-1, f. 1.
- (36) Schütte, Monumenta, p. 967.
- (37) Boletim do Arquivo Histórico Colonial, vol. 1, 1950, p. 283.
- (38) Schütte, Monumenta, p. 1283.
- (39) S. R. Dalgado, *Glossário Luso-Asiático*, I, Hamburg, 1982, p. 435.
- (40) Ajuda, 49-IV-66, f. 16.
- (41) 拙稿「マカオのコレジオ」二(『史学』六六(二))一四一―一七頁。
- (42) H. de la Costa, *The Jesuits in the Philippines 1581-1768*, Harvard University Press, 1961, p. 599.
- (43) Ibid., p. 371.
- (44) Jap. Sin. 18-1, f. 42v.
- (45) H. de la Costa, *op. cit.*, pp. 370-372.
- (46) 拙稿「キリシタン時代マカオにおける日本イエズス会の教育機関について」一八―二〇・三四・三五頁。本稿

三・四章。

- (47) H・チースリク『キリシタン時代の邦人司祭』昭和五六年、キリシタン文化研究会、一一・一三・三二六・三二七・三四五・三七七・四五七・四五九・四六一頁。
- (48) チースリク、同右、一一・四二一・四三三・四二四・四二五・四二七・四二八・四二九頁。
- (49) チースリク、同右、一一・二二・四三二・二三七・二三八・四三三・四三四頁。
- (50) 拙稿「マカオのコレジオ」六（『史学』六九ノ二）四二一―四六頁。
- (51) Schütte, Monumenta, pp. 1074, 1108.
- (52) Ibid., pp. 860, 876, 959, 960, 1188.
- (53) Ibid., p. 1314.
- (54) Ibid., pp. 651, 677, 1158.
- (55) Jap. Sin. 16-II, f. 292. なお文中に見える日本のコレジオへの寄付の件であるが、イエズス会パードレ・クリストヴァン・デ・カストロの姉妹ドナ・マリア・デ・カストロ、およびその夫のドン・ジェロニモ・デ・メネゼスが同パードレの勧めに従って、インド北部地方の幾つかの村を、長崎にコレジオを創建するために寄付したことを指す。拙著『キリシタン時代の研究』岩波書店、一九七七年、五一〇・五一二頁。
- (56) Schütte, Monumenta, p. 1158.
- (57) Ibid., p. 588.
- (58) Ibid., p. 604.
- (59) Ibid., pp. 447, 494, 502, 588, 604.
- (60) Ibid., p. 638.
- (61) Ibid., pp. 665, 677.
- (62) Ibid., p. 665.
- (63) Ibid., p. 677.
- (64) Ibid., p. 781. 拙稿「キリシタン時代マカオにおける日本イエズス会の教育機関について」一九・三五頁。
- (65) Schütte, Monumenta, pp. 1197, 1198.
- (66) Ibid., p. 592.
- (67) Ibid., p. 609.
- (68) Ibid., p. 638.
- (69) Ibid., pp. 669, 680.
- (70) Ibid., pp. 845, 851, 861, 878.
- (71) 五野井隆史『ペドロ岐部カスイ』大分県教育委員会、平成九年、九六―一〇〇頁。
- (72) 五野井隆史、同右、一一一頁。
- (73) 五野井隆史、同右、一一一―一四八頁。
- (74) Schütte, Monumenta, p. 638.
- (75) 拙稿「キリスト教時代マカオにおける日本イエズス会の教育機関について」三二・三三頁。
- (76) 五野井隆史、前掲書、七五頁。
- (77) Schütte, Monumenta, p. 1233. 五野井隆史『徳川初期キリシタン史研究 補訂版』吉川弘文館、平成四年、二一七・二五四・三〇六頁。
- (78) Ibid., p. 1225. Jap. Sin. 18-I, f. 12v. 五野井隆史、同右、一四五・三三三・三三七頁。
- (79) Schütte, Monumenta, pp. 591, 608, 668, 680.

- (80) Ibid., p. 965.
- (81) Ibid., p. 1232.
- (82) シェロニモ・ロドリゲス(年長)の日本・シナ巡察師在任は一六一九年二月〜一六二二年一月一四日、および一六二三年一月〜一六二六年七月一八日。ここでは右の最初の巡察師在任期間中のことである。Ibid., p. 1283.
- (83) 拙稿「マカオのコレジオ」四、五四頁。
- (84) Jap. Sin. 18-I, f. 12v.
- (85) Schütte, Monumenta, p. 1323.
- (86) Ibid., p. 1232.
- (87) Ibid., pp. 1162, 1224. 五野井隆史『徳川初期キリシタン史研究 補訂版』二四五・三三七頁。一六一六年一月二五日付けマカオ発ジョアン・ロドリゲス・ジランのガブリエル・デ・マトス宛て書簡。Jap. Sin. 16-II, f. 291v.
- (88) Schütte, Monumenta, p. 591.
- (89) Ibid., p. 608.
- (90) Ibid., p. 679.
- (91) Ibid., p. 866.
- (92) Ibid., p. 880.
- (93) Ibid., p. 965.
- (94) Ibid., p. 1224.
- (95) Ibid., p. 1204.
- (96) Ibid., pp. 590, 606.
- (97) Ibid., p. 667.
- (98) Jap. Sin. 18-I, f. 12v.
- (99) Ibid., p. 865.
- (100) Ibid., p. 880.
- (101) Ibid., p. 964.
- (102) Jap. Sin. 18-I, f. 12v.
- (103) Schütte, Monumenta, p. 1289.
- (104) Ibid., pp. 592, 608, 609.
- (105) Ibid., pp. 669, 680, 866, 881, 965.
- (106) Ibid., pp. 847, 862, 893, 994, 1263.
- (107) Ibid., pp. 862, 962.
- (108) Ibid., p. 878.
- (109) 拙著『キリシタンの世紀』岩波書店、一九九三年、六七・六八頁。
- (110) Schütte, Monumenta, pp. 986, 1238. 岡本良知・チーヌリク・柳谷武夫訳「イエズス会本部所蔵日本人キリシタン書翰」(『キリシタン研究』六輯)一七六一〜一七九頁。
- (111) Schütte, Monumenta, p. 1207.
- (112) Ibid., p. 1254.
- (113) Ibid., p. 592.
- (114) Ibid., p. 609.
- (115) Ibid., p. 669.
- (116) Ibid., p. 783.
- (117) Jap. Sin. 18-I, f. 12v.
- (118) Schütte, Monumenta, p. 881.
- (119) Ibid., p. 965.
- (120) Ibid., p. 1254. チーヌリク『世界を歩いた切支丹』春秋社、一九七一年、一七七〜二〇四頁。同「暹羅の日本

町とキリシタン」(『キリシタン研究』一二輯)三二四～三二六・三四七頁。五野井隆史『徳川初期キリシタン史研究 補訂版』二二五～二二七・二二四～二二六・二五五頁。

(121) Antonio Francesco Cardim, *Relazione della Provincia del Giappone*, Roma, 1645, p. 157.

(122) 五野井隆史『徳川初期キリシタン史研究 補訂版』二二二・二二四・二五五頁。

(123) チースリク「暹羅の日本町とキリシタン」三二五・三四七頁。

(124) 五野井隆史『徳川初期キリシタン史研究 補訂版』二二四・二〇三頁。

(125) 五野井隆史、同右、二二四頁。

(126) Schütte, *Monumenta*, p. 999.

(127) *Ibid.*, pp. 1048, 1229.

(128) *Ibid.*, pp. 999, 1048, 1049, 1229.